資料１－１

葛飾区子ども・若者総合計画 実施状況

１．保育の確保状況

（１） 総括表（区全域）

支給認定区分		第２号	第３号			合計
年齢		満３歳以上	１歳・２歳	０歳	計	
必要利用定員総数（量の見込み）		5,747	4,102	1,150	5,252	10,999
計画値（令和７年度確保方策）〈A〉	教育・保育施設	7,381	3,950	1,104	5,054	12,435
	地域型保育事業		267	55	322	322
	その他	81	149	43	192	273
	合計	7,462	4,366	1,202	5,568	13,030
前年（令和７年4月）〈B〉	教育・保育施設	7,376	3,947	1,101	5,048	12,424
	地域型保育事業		267	55	322	322
	その他	84	153	40	193	277
	合計	7,460	4,367	1,196	5,563	13,023
現状（令和８年4月）〈C〉	教育・保育施設	7,389	3,959	1,102	5,061	12,450
	地域型保育事業		262	53	315	315
	その他	81	154	36	190	271
	合計	7,470	4,375	1,191	5,566	13,036
前年比〈C－B〉	教育・保育施設	13	12	1	13	26
	地域型保育事業		-5	-2	-7	-7
	その他	-3	1	-4	-3	-6
	合計	10	8	-5	3	13
過不足〈C－A〉	教育・保育施設	8	9	-2	7	15
	地域型保育事業		-5	-2	-7	-7
	その他	0	5	-7	-2	-2
	合計	8	9	-11	-2	6
	達成率（C／A）	*100.1%*	*100.2%*	*99.1%*	*100.0%*	*100.0%*

葛飾区子ども・若者総合計画 実施状況

（２）地域別

① 東部地域（鎌倉、金町、柴又、高砂の一部など）

支給認定区分		第２号	第３号			合計
年齢		満３歳以上	１歳・２歳	０歳	計	
必要利用定員総数（量の見込み）		1,334	849	234	1,083	2,417
計画値（令和７年度確保方策）〈A〉	教育・保育施設	1,703	944	251	1,195	2,898
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	13	18	5	23	36
	合計	**1,716**	**962**	**256**	**1,218**	**2,934**
前年（令和７年４月）〈B〉	教育・保育施設	1,699	941	248	1,189	2,888
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	16	16	6	22	38
	合計	**1,715**	**957**	**254**	**1,211**	**2,926**
現状（令和８年4月）〈C〉	教育・保育施設	1,699	953	249	1,202	2,901
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	13	17	6	23	36
	合計	**1,712**	**970**	**255**	**1,225**	**2,937**
前年比〈C－B〉	教育・保育施設	0	12	1	13	13
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	-3	1	0	1	-2
	合計	**-3**	**13**	**1**	**14**	**11**
過不足〈C－A〉	教育・保育施設	-4	9	-2	7	3
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	0	-1	1	0	0
	合計	**-4**	**8**	**-1**	**7**	**3**
	達成率（C／A）	*99.8%*	*100.8%*	*99.6%*	*100.6%*	*100.1%*

② 西部地域（お花茶屋、亀有、堀切、青戸の一部など）

支給認定区分		第２号	第３号			合計
年齢		満３歳以上	１歳・２歳	０歳	計	
必要利用定員総数（量の見込み）		1,759	1,299	395	1,694	3,453
計画値（令和７年度確保方策）〈A〉	教育・保育施設	2,147	1,157	326	1,483	3,630
	地域型保育事業		122	25	147	147
	その他	43	81	24	105	148
	合計	**2,190**	**1,360**	**375**	**1,735**	**3,925**
前年（令和７年4月）〈B〉	教育・保育施設	2,146	1,157	326	1,483	3,629
	地域型保育事業		122	25	147	147
	その他	42	85	21	106	148
	合計	**2,188**	**1,364**	**372**	**1,736**	**3,924**
現状（令和８年4月）〈C〉	教育・保育施設	2,146	1,157	326	1,483	3,629
	地域型保育事業		122	25	147	147
	その他	42	85	17	102	144
	合計	**2,188**	**1,364**	**368**	**1,732**	**3,920**
前年比〈C－B〉	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	0	0	-4	-4	-4
	合計	**0**	**0**	**-4**	**-4**	**-4**
過不足〈C－A〉	教育・保育施設	-1	0	0	0	-1
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	-1	4	-7	-3	-4
	合計	**-2**	**4**	**-7**	**-3**	**-5**
	達成率（C／A）	*99.9%*	*100.3%*	*98.1%*	*99.8%*	*99.9%*

葛飾区子ども・若者総合計画 実施状況

③ 南部地域（奥戸、新小岩、立石、四つ木の一部など）

支給認定区分		第２号	第３号			合計
年齢		満３歳以上	１歳・２歳	０歳	計	
必要利用定員総数（量の見込み）		1,470	1,187	321	1,508	2,978
計画値（令和７年度確保方策）〈A〉	教育・保育施設	2,141	1,089	296	1,385	3,526
	地域型保育事業		105	22	127	127
	その他	25	50	14	64	89
	合計	**2,166**	**1,244**	**332**	**1,576**	**3,742**
前年（令和７年４月）〈B〉	教育・保育施設	2,141	1,089	296	1,385	3,526
	地域型保育事業		105	22	127	127
	その他	26	52	13	65	91
	合計	**2,167**	**1,246**	**331**	**1,577**	**3,744**
現状（令和８年4月）〈C〉	教育・保育施設	2,156	1,089	296	1,385	3,541
	地域型保育事業		100	20	120	120
	その他	26	52	13	65	91
	合計	**2,182**	**1,241**	**329**	**1,570**	**3,752**
前年比〈C－B〉	教育・保育施設	15	0	0	0	15
	地域型保育事業		-5	-2	-7	-7
	その他	0	0	0	0	0
	合計	**15**	**-5**	**-2**	**-7**	**8**
過不足〈C－A〉	教育・保育施設	15	0	0	0	15
	地域型保育事業		-5	-2	-7	-7
	その他	1	2	-1	1	2
	合計	**16**	**-3**	**-3**	**-6**	**10**
	達成率（C／A）	*100.7%*	*99.8%*	*99.1%*	*99.6%*	*100.3%*

④ 北部地域（東金町、水元、南水元、東水元など）

支給認定区分		第２号	第３号			合計
年齢		満３歳以上	１歳・２歳	０歳	計	
必要利用定員総数（量の見込み）		1,184	767	200	967	2,151
計画値（令和７年度確保方策）〈A〉	教育・保育施設	1,390	760	231	991	2,381
	地域型保育事業		40	8	48	48
	その他	0	0	0	0	0
	合計	**1,390**	**800**	**239**	**1,039**	**2,429**
前年（令和７年４月）〈B〉	教育・保育施設	1,390	760	231	991	2,381
	地域型保育事業		40	8	48	48
	その他		0	0	0	0
	合計	**1,390**	**800**	**239**	**1,039**	**2,429**
現状（令和８年４月）〈C〉	教育・保育施設	1,388	760	231	991	2,379
	地域型保育事業		40	8	48	48
	その他		0	0	0	0
	合計	**1,388**	**800**	**239**	**1,039**	**2,427**
前年比〈C－B〉	教育・保育施設	-2	0	0	0	-2
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	**-2**	**0**	**0**	**0**	**-2**
過不足〈C－A〉	教育・保育施設	-2	0	0	0	-2
	地域型保育事業		0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	**-2**	**0**	**0**	**0**	**-2**
	達成率（C／A）	*99.9%*	*100.0%*	*100.0%*	*100.0%*	*99.9%*

２．葛飾区子ども・若者総合計画期間の地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業名			目標単位	計画開始時	令和７年度末確保方策	計画開始時からの増減
1	利用者支援事業	特定型	施設数	4	4	0
		こども家庭センター型	施設数	12	12	0
2	時間外保育事業		施設数	132	132	0
3	放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ事業）		入会児童数	5,104	5,097	-7
4	子育て短期支援事業	ショートステイ事業	施設数	1	2	1
		トワイライトステイ事業	施設数	1	2	1
5	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）		施設数	72	71	-1
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	30	30	0
		保育所等	施設数	38	37	-1
7	病児・病後児保育事業		施設数	11	11	0
8	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		年間延べ利用人数	1,677	1,375	-302
9	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）		訪問指導員数	24	23	-1
10	養育支援訪問事業		事業者数	1	1	0
11	妊婦健康診査事業		妊婦健診回数	14	14	0
			超音波検査回数	4	4	0
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、副食費の免除対象者分の補助として活用			
13	多様な主体の参入促進事業		民間事業者による保育所等設置件数（累計）	0	0	0
				0	0	0
14	子育て世帯訪問支援事業		年間延べ利用人数	―	188	―
15	児童育成支援拠点事業		事業実施の検討			
16	親子関係形成支援事業		実人数	―	30	―
17	妊婦等包括相談支援事業		面談実施合計回数	―	6,229	―
18	乳児等通園支援事業		年間延べ利用人数（０～２歳合計）	実施方策等の検討	―	―
19	産後ケア事業		年間延べ利用人数	―	5,841	―

３．新規事業実施状況一覧（令和7年度）

基本方針１　若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

番号	新規事業	令和７年度　実施状況	所管課
1-1-2	プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の普及啓発	保健センター保健師、子育て相談員を対象としたプレコンセプションケア研修を実施。プレコンセプションケアの概念を知り、区民へ広く心身の健康の大切さを普及啓発するための事業展開の足掛かりとした。 児童館にてプレコンセプションケアに関する健康教育を次年度に実施するため、保健師、助産師、栄養士で児童館と調整を図った。	保健センター
1-2-10	産後ケア事業の充実	出産後間もない母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を実施。令和7年4月から、サービス体系及び名称を、国・都の補助基準に沿って変更し、分かりやすく整理。より利用しやすい環境をさらに推進するため、デイケアと乳房ケアを統合し、利用区分の見直しを実施。区民の出産件数が比較的多い分娩取扱施設を追加し、実施施設35施設。	保健センター
1-2-15	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業は、妊婦のための支援給付（経済的支援）と一体的に、妊娠届出時から出産・子育て期まで継続的な面談・訪問を実施し、全ての妊婦とその家族に寄り添いながら必要な支援につなげる伴走型相談支援事業。妊娠届出時、妊娠後期（妊娠8カ月）、こんにちは赤ちゃん訪問で継続的に関わり、支援が必要な家庭を早期に把握し、専門的・個別的な支援へつなげることで妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境づくりを推進。ゆりかご面接実施件数3079件・妊娠後期訪問延数383件・こんにちは赤ちゃん訪問実施延件数2767件	保健センター 子育て政策課 子育て応援課
1-3-4	こども家庭センター機能の整備	令和８年度のこども家庭センター開設に向け、庁内における連携体制の構築及び職員の支援力向上を目的として、事業内容や支援体制に関する認識の共有を図るとともに、合同ケース会議のプレ開催及び研修の参加を実施した。	子ども家庭支援課 保健センター 子育て政策課 子育て応援課
1-4-5	乳児等通園支援事業	令和８年度からの事業実施に向けて、事業者への制度説明や認可を行った（27施設）。 区のホームページ等で利用者への周知を実施 令和８年４月の事業実施に向け、令和７年度中に261名の利用認定を行った	子育て政策課 子ども・若者担当課 子育て応援課 子育て施設支援課 保育課
1-6-4	就学前教育の質向上の推進	私立幼稚園及び認定こども園による特色ある幼児教育の実践を支援するため、各園が長年培ってきた教育実践を生かした取組に対して助成を行った（24施設）。 私立認可保育所（社会福祉法人・宗教法人立を除く）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、認証保育所及び認可外保育施設による、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援するため、東京都の「とうきょう すくわくプログラム推進事業」を活用した助成を行った（46施設）。 私立幼稚園及び私立認可保育所による公開保育の実施を支援し、他園の保育者との学び合いや意見交換を通じた保育の質の向上を促進した（３施設）。	子育て施設支援課

基本方針２　就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

番号	新規事業	令和７年度　実施状況	所管課
2-1-15	かつしかっ子ブック事業（小学高学年向け電子書籍）	中学生を対象とした「かつしかっ子ブック」事業を拡充し、令和７年度から小学５年生、小学６年生にも電子書籍を利用できるＩＤとパスワードを配付している。令和７年度は、6,822人にＩＤとパスワードを配付した。	中央図書館
2-4-8	婚活に関するセミナーの実施	婚活に役立つコミュニケーションスキルの向上等を目的としたセミナーを実施しました。	子ども・若者担当課
2-4-9	婚活イベントの実施	結婚を希望する20歳以上40歳未満の独身男女を対象に出会いや交流の場となるイベントを実施しました。	子ども・若者担当課
2-5-5	社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援	令和７年度から、児童養護施設や里親家庭等を離れて自立する社会的養護経験者（ケアリーバー）を対象に、自立に必要な初期費用の一部を支度金として補助する事業を開始した。住居の敷金・礼金、家具・家電、日用品、就労・就学に必要な物品等の購入費用を対象として支援を実施し、令和７年度は４件の交付を行った。事業開始年度であったことから、施設や里親等を通じた制度周知を行いながら運用を開始し、社会的養護経験者の円滑な社会的自立の促進を図った。	児童相談課

基本方針３　困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します

番号	新規事業	令和７年度　実施状況	所管課
3-2-5	妊婦支援給付金給付事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、妊婦支援給付金（妊婦であることの申請後に５万円、胎児の数の届出後に胎児１人当たり５万円）を支給しました。支給実績は、１回目給付金が延べ3,186人、２回目給付金が延べ2,542人となっています。	子育て応援課 保健センター
3-2-6	ベビーカー購入等費用助成事業	３歳未満の子どもを育てる世帯に対して、負担の軽減を図り、外出を促進するため、ベビーカー・抱っこ（おんぶ）紐・ベビースリング・ヒップシートの購入・レンタル費用の一部を助成しました。助成件数は2,109件となっています。	子育て応援課
3-2-13	移動教室費等の無償化	葛飾区立小・中学校（夜間を含む）に在籍する小学５・６年生及び中学２年生の児童・生徒が参加する各宿泊行事について、保護者に代わり負担する校長に対し補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減及び教育環境の充実を図りました。 〇岩井臨海学校（小学５年生） 児童一人当たりの補助上限額：3,600円　参加人数：3,292人 〇日光林間学校（小学６年生） 児童一人当たりの補助上限額：9,300円　参加人数：3,422人 〇中学校移動教室（中学２年生） 生徒一人当たりの補助上限額：10,800円　参加人数：2,669人	学務課 教育指導課
3-2-15	修学旅行費の無償化	葛飾区立中学校（夜間を含む）に在籍する中学３年生の生徒が修学旅行への参加に要する費用について、保護者に代わり負担する校長に対し補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減及び教育環境の充実を図りました。生徒一人当たりの補助上限額は80,000円、参加者数は2,706人でした。	学務課
3-2-16	一部副教材費等の無償化	葛飾区立小・中学校（夜間を含む）に在籍する児童・生徒の教育活動に係る副教材費の購入に要する費用を、保護者に代わり負担する校長に対し補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減及び教育環境の充実を図りました。	学務課

基本方針４　子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

番号	新規事業	令和７年度　実施状況	所管課
4-2-5	親子関係形成支援事業	子育て支援に関する区民ニーズの把握や、児童相談の現況及び傾向を踏まえ、令和７年度は、ペアレントトレーニング等のプログラムを、子ども総合センターにおいて試行実施した。また、新規に、ゲームやインターネットをめぐり子どもとトラブルとなっている保護者を対象としたプログラムを試行実施した。	児童相談課
4-2-8	子育て世帯訪問支援事業	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅をヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を実施した。令和７年度実績（５事業者計）延派遣時間291時間、訪問回数188回	子ども家庭支援課

基本方針５　子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます

番号	新規事業	令和７年度　実施状況	所管課
5-1-3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	令和７年度、８社から申請を受け、そのうち６社を推進企業に認定しました。	人権推進課
5-1-9	婚活イベント実施団体への支援	区内を活動拠点とする営利を目的としない団体が行う婚活イベントに対し、補助を行いました。	子ども・若者担当課
5-2-2	児童育成支援拠点事業	令和７年度は、ニーズ等を踏まえ、事業の実施について検討を行い、その結果、令和８年度から児童育成支援拠点事業を実施することとしました。	子ども・若者担当課

４．葛飾区子ども・若者総合計画における事業実施状況一覧

基本方針１　若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-1-1	特定不妊治療費（先進医療）の助成			保険適用された特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対して一部費用の助成を行います。	積極的に事業の周知を行い、事業認知度の向上に努め、子どもが欲しいと希望する家庭への経済的支援を行います。	特定不妊治療費助成件数			254					件	保健センター
1-1-2	プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の普及啓発	新規		将来妊娠を希望する男女が、より健全な妊娠・出産の機会を得られるために、栄養管理も含めた健康管理に関する情報提供を小児期から行います。	乳幼児の保護者を対象に、健康教育や相談事業を行います。 小中学生を対象に、心身の健康を維持するための情報や性・生殖に関する正確な知識を伝えるためのカリキュラムを関係部署、関係機関と実施を検討します。	乳幼児の保護者へのプレコンセプションケアに関する健康教育・普及啓発数		令和７年度は検討中だったため未実施。R8年度より実施中。	―					件	保健センター
1-2-1	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発			乳幼児健康診査や母子保健指導事業で、乳幼児のアレルギーに関する知識を情報提供します。 また、ぜん息の予防方法及び健康の回復を目的とした講演会を実施します。	医師及び理学療法士が区民に対し、ぜん息に関する講演を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。	アレルギーに関する講演会の参加者数		アレルギーに関する講演会は不定期開催であり、令和７年度は実施していない。	―					人	地域保健課
1-2-2	小児初期救急平日夜間診療事業			平日の夜間に小児を対象とした初期救急医療サービスの提供や電話による医療相談に対応します。	葛飾区医師会に事業を委託し、平日夜間こどもクリニックを開き、診療を行います。	受診者数			498					人	地域保健課
1-2-3	親と子の食育推進事業			幼児向け食事バランスガイドコマの貸出しや教材の提供を通して、保育所等における食育の推進を支援します。 また、家庭での食育を推進するため、3歳児健診で幼児向けと保護者向けの食育教材を配付し、普及啓発を図ります。	保育所等職員への食育に関する技術支援と、家庭における親と子の食育を支援していきます。保育所等での保育士による子どもへの食育を実施するために、保育所への食育教材の貸し出しと保育士への指導マニュアルを提供します。3歳児健診では親子へ向けた食育教材を配付します。	食育教材を使った幼児向け教室参加人数	貸出・提供した食育教材（食事バランスガイドコマ、その他教材）を使った幼児向け教室の参加者数		3,166					人	健康推進課 保健センター
						食育教材の配布数	3歳時健診での親子向け食育教材の配布数		2,910					枚	健康推進課 保健センター
1-2-4	栄養指導事業			乳幼児健康診査や母子保健指導事業、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活について支援します。 また、小学校４年生及び中学校１年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された方のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。 さらに、有所見であった児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施し、健康的な生活習慣を身に付けられるように支援します。	妊娠期や乳幼児期における食生活が充実するように、食事の重要性だけでなく生活リズムや家庭での食育など健診等の機会を捉え支援していきます。	リーフレットの配布者数	保護者の数		9,337					人	健康推進課 保健センター
						集団健康教育の参加者数	保護者の数		1,034					人	健康推進課 保健センター
						小児生活習慣病予防指導講習会参加者数	小児生活習慣病予防指導講習会参加者数		36					人	学務課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-2-5	健康づくり健康診査			他に健康診査を受ける機会のない、区内在住の20歳以上39歳以下の方又は３歳未満の子を持つ父母に対し健康診査を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の向上につなげます。	引き続き、健康診査を実施し、健康の増進を支援します。	受診者数	20歳以上39歳以下の者または３歳未満の子を持つ父母対象		2,419					人	健康推進課
						受診票交付数	申込者＋20・30歳＋昨年度健康づくり健康診査受診者		14,710					件	健康推進課
1-2-6	すくすく歯育て支援事業			子どものむし歯予防のために「親子の歯育てすくすくクラブ」・「ハッピーバースデイすくすく歯科健診」・「すくすく歯育て歯科健診」や健康教育等において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。 また、子ども本人だけでなく家族に対しても、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育と、かかりつけ歯科医の定着を促します。	引き続き、各歯科健診や歯科相談において、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防等歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。	親子の歯育てすくすくクラブ来所者数	10か月児とその母親対象個別歯科相談		603					人	健康推進課
						すくすく歯育て歯科健診受診率	2歳児とその母親対象		44.2					%	健康推進課
1-2-7	妊婦歯科健康診査			妊娠中は身体や生活環境の変化により歯科疾患の増加が見られます。生まれてくる子どもの口腔環境も母親の口腔環境の影響を大きく受け、歯周病は早産や低体重児出産を引き起こすことがあります。そこで、妊婦を対象として協力歯科医療機関において、歯科健診と保健指導を実施するとともに、出産後のかかりつけ歯科医の定着を推進します。	妊娠期においては、身体だけではなく、口腔環境が変化する時期でもあることから、受診率向上のため周知方法を工夫して、妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援します。	受診者数	妊婦歯科健康診査		1,083					人	健康推進課
1-2-8	はしかの予防対策			未接種者の子どもを対象として、はしかが流行しないように、麻しん・風しん混合ワクチン（ＭＲ）定期予防接種の接種率の向上を目指し、接種状況の把握や勧奨を行います。 また、定期予防接種の未接種者の子どもを対象に、任意のＭＲ予防接種費用の全額助成を実施します。	定期予防接種のＭＲ１期と２期を比べると、２期の接種率はやや低いため、引き続き１期と２期ともに95%以上となるように接種勧奨を進めます。	麻しん接種者数（１期）	MR１期接種＋麻しん１期単独		2,908					人	保健予防課
						麻しん接種者数（２期）	MR２期接種＋麻しん２期単独		2,948					人	保健予防課
						麻しんの予防接種の接種率（１期）			99					%	保健予防課
1-2-9	アレルギー相談の実施			乳幼児健康診査等での個別相談のほか、保護者からの電話など、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者と連携して相談体制の充実を図ります。	引き続き、各健康診査・健康教育において、アレルギーについての正しい知識を普及し、相談体制を継続します。	アレルギー相談件数			1,003					件	保健センター
						乳児健診時の皮膚疾患有所見者数			477					人	保健センター
1-2-10	産後ケア事業の充実	新規	中期	産後の健康管理や授乳などに不安を抱える産婦に対して、実施施設や産婦の自宅で心身のケアや授乳指導、育児支援を実施します。 産後ケア事業を必要とする産婦がケアを受けることで、安心して子育てできるよう支援します。	誰もが安全で質の高い産後ケア事業を受けられるよう、実施施設の拡大や、サービスの見直しを行います。	産後ケアの実施施設数			35					箇所	保健センター
1-2-11	ゆりかご葛飾の推進		中期	妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行います。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図ります。 乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図ります。必要な場合は、医療機関等と連携し継続的な支援を行います。	全ての妊産婦から就学前までの子育て家庭の相談支援体制を充実させ、子育てを孤立させない地域づくりを進めます。子育て家庭の日常的な困りごとや悩みを早期に把握して予防的支援の体制について検討・実施します。	ゆりかご面接率			95.8					%	保健センター 子育て政策課 子育て応援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-2-12	子ども医療費助成事業			高校生年代（18歳に達する日以後の最初の３月31日）までの子どもに対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。	子どもの医療費に係る経済的負担を軽減するために、転入や出生などの機会を捉え、制度の周知を行うことで申請漏れが発生することの無いよう着実に事業を実施します。	高校３学年までの医療費助成件数			1,121,061					件	子育て応援課
1-2-13	５歳児健康診査事業			保護者の心配や課題のある５歳児に対して、保護者・保育所・幼稚園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	５歳児健康診査事業を実施し、発達に課題のある子どもの早期発見・支援を行います。	保護者アンケート提出数			2,680					件	子ども家庭支援課
1-2-14	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）			出生通知票を基に助産師・保健師が生後４か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、体重を測定しながら育児上の心配ごとや産後の体調等の相談に乗り、育児不安の解消を図ります。	保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、全対象家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問を実施します。 また、訪問できなかった対象者に対しては、多様な方法でアプローチします。	訪問件数（実数）			2,738					件	青戸保健センター
						訪問委託助産師数			23					人	青戸保健センター
1-2-15	妊婦等包括相談支援事業	新規		①妊娠届出時②妊娠8か月前後③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に面談等を実施し、必要な相談支援につなぎます。	事業について積極的な周知に努めるとともに、相談体制の充実を図り、妊娠中から産後にいたるまで切れ目なく、妊婦等の様々な悩みに対して支援していきます。	①ゆりかご面接実施件数 ②妊娠後期訪問延数 ③こんにちは赤ちゃん訪問実施延件数 ④妊娠後期面接延数 ⑤こんにちは赤ちゃん面接延数			①3,079 ②383 ③2,767 ④19 ⑤38					件	青戸保健センター 子育て政策課 子育て応援課
1-2-16	母子医療給付事業			2,000ｇ以下の未熟児や乳幼児・児童及び妊娠高血圧症候群等の対象者、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費等を助成します。	妊産婦、子どもの健康に関する医療費助成を行い、経済的負担を軽減します。	①未熟児養育医療申請件数 ②妊娠高血圧症候群等申請件数 ③精密健康診査申請件数 ④育成医療申請件数の合計			①97 ②2 ③2 ④10					件	青戸保健センター
1-2-17	母子健康診査事業			妊産婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、精密検査や治療が必要な方には医療機関を受診できるよう支援します。	妊婦が定期的に妊婦健康診査を受診することにより、母体の健康管理及び安全な出産ができるよう支援します。子どもの各健康診査を安全に実施し、健康診査や検査の受診率を向上させ、育児不安の軽減に努めます。健診未受診者に対しては訪問等による受診勧奨を実施し、子どもの健やかな育ちを支えます。	①妊婦健康診査受診者数（初回＋2回目以降） ②4カ月児健康診査受診者数 ③6カ月・9カ月児健康診査受診者数 ④１歳6か月歯科健診受診者数 ⑤3歳児健康診査内科受診者数			①34,877 ②2,858 ③5,490 ④2,849 ⑤2,910					人	青戸保健センター 保健センター
1-2-18	母子保健指導事業			妊娠期から子育て期の家庭に、保健師・助産師による家庭訪問を行うほか、ハローベビー教室やパパママ学級、育児相談等の教室や各種の相談事業等を実施して、親子の健康の支援とともに出産、育児についての支援を行います。	親子が地域で孤立せず、安心して育児ができるように児童館や子ども未来プラザ、保育園等と連携して支援し、更に積極的に事業の周知を行い、地域で子育てする親子が孤立しないように安心を届けます。	①ハローベビー教室・パパママ学級延べ出席者数 ②こんにちは赤ちゃん訪問延べ実施数 ③育児学級（2か月・5か月）延べ出席親数 ④育児相談来所者数			①2,181 ②2,767 ③2,154 ④1,631					人	青戸保健センター 保健センター

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-3-1	悩みごと相談の実施			夫婦や子ども、家庭のこと等、母親をはじめとした女性が抱える悩み等の相談に対応します。 また、男性の悩みごとについても、電話相談を行います。	専門カウンセラーが女性の抱える様々な悩み等に対して相談に応じます。	相談件数			870					件	人権推進課
1-3-2	ふれあい体験保育			近年の核家族化や都市化の進行に伴う保護者の子育ての不安や悩みを解消するため、未就学児と保護者が同一年齢の保育園児とふれあう保育体験や、保護者の育児相談に応じます。	引き続き、事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。	利用者数			26					人	保育課
1-3-3	子どもと親に対する相談・支援の実施			「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」等の悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。	相談員が保護者とともに養育方法を考えていきます。	相談の活動件数			2,087					件	子ども家庭支援課
						子どもの心理療法実施延べ件数			109					件	子ども家庭支援課
						親のカウンセリング実施延べ件数			281					件	子ども家庭支援課
1-3-4	こども家庭センター機能の整備	新規		母子保健部門と児童福祉部門が協働チームを組み、妊娠期からの全数面接や支援が必要な方へのサポートプランの作成などを行う体制を構築し、継続して支援します。	令和8年度の運用開始を目指し、要支援妊婦や要支援親子の全数を把握し、切れ目のない支援を行うための検討等を進めます。	合同ケース会議開催回数	年間	令和８年度の本実施に向けたプレ実施期間であるため。	―					回	子ども家庭支援課 保健センター 子育て政策課 子育て応援課
1-4-1	男性の家庭生活への参画支援事業		中期	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。	子どもが生まれる前や育児等、子どもの成長に合わせ男性を応援する講座・講演会等を開催します。	講座（男性対象）の実施回数			3					回	人権推進課
1-4-2	赤ちゃんの駅事業			小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳等ができるスペースを公共施設等に設置します。	子育て家庭が安心して外出できるよう、今後も「赤ちゃんの駅」の設置箇所を増やしていきます。	設置箇所数	新規設置箇所数		0					箇所	子育て政策課
1-4-3	子ども未来プラザの整備		中期	子ども及び保護者に対し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設を整備します。	施設老朽化に伴う建て替えにあたり、子育て支援施設の拠点として、子ども未来プラザを整備します。 また、遊びや学びを通したイベントや日常の活動に工夫を凝らし、利用者が気軽に訪れることができる環境を整えることで、地域の親子を幅広く呼び込むとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、様々な支援や相談につなげます。	箇所数（竣工ベース）	累計		3					箇所	子育て政策課 保育課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-4-4	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）			子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保するとともに、連絡会を開催する等、子育てひろば間の情報交換を促進します。 また、補助制度の改善も検討し、子育てひろばの活性化を図ります。	箇所数	当該年度４月１日時点の事業実施箇所数		44					箇所	子育て政策課 子育て施設支援課
						年間延べ利用者数	当該年度３月31日時点の乳幼児の延べ利用人数		46,452					人	子育て政策課 子育て施設支援課
1-4-5	乳児等通園支援事業	新規		０歳6か月から満３歳未満で教育・保育施設等に通っていない乳幼児を対象に、月一定時間を上限に、遊びや生活の場を提供します。 また、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うとともに、子育てについての情報提供や助言等を行います。	令和８年度の実施に向けて、実施方法等の検討を行います。	認可施設数	当該年度３月31日時点の認可施設数	令和８年度からの事業のため、令和８年4月1日認可適用となる。令和７年度中の認可施設はなし。	—					箇所	子育て政策課 子ども・若者担当課 子育て応援課 子育て施設支援課 保育課
						認定数（保育課）	当該年度3月31日時点の認定者数	令和8年4月1日より事業開始のため、令和7年度は未実施。	—					人	子育て政策課 子ども・若者担当課 子育て応援課 子育て施設支援課 保育課
						利用者数	当該年度３月31日時点の延べ利用人数	令和8年4月1日より事業開始のため、令和7年度は未実施。	—					人	子育て政策課 子ども・若者担当課 子育て応援課 子育て施設支援課 保育課
1-4-6	子育て家庭等家事サポーター派遣事業			妊婦又は３歳未満の子どもを育てる家庭などを支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料を補助します。	家事サポーターの利用支援により、保護者の負担軽減を図ることで、孤立化や産後うつを未然に防止し、安心して子育てすることができる環境を整備します。	実利用人数			1,702					人	子育て応援課
						助成時間数			36,439					時間	子育て応援課
1-4-7	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業			０歳から５歳児クラスに相当する児童（障害児は小学６年生までの児童）及び学童保育クラブへの入会申請を行い、不承認となっている小学１年生から３年生までの児童の保護者を対象に、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用した際の利用料（保育料）を補助します。	ベビーシッターの利用支援により、保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりを進めていきます。	実利用人数			1,083					人	子育て応援課
						助成時間数			55,709					時間	子育て応援課
1-4-8	ベビーシッター利用支援事業			０歳から２歳児クラスで入所保留となった児童の保護者及び０歳児で保育所等への入所申込みをせず１年間の育児休業を満了した後、１歳の誕生日から復職する保護者（対象の児童が満１歳に達した後の３月末まで利用可能）を対象に、ベビーシッターを１時間当たり150円で利用することができます。	入所保留となった児童の保護者などを対象に、ベビーシッターの利用支援を行うことで、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。	実利用人数	１年間の実績が、翌年度８月頃に東京都から共有される。		26					人	子育て応援課
						助成時間数	１年間の実績が、翌年度８月頃に東京都から共有される。		13,577					時間	子育て応援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-4-9	一時預かり事業		中期	保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュ等をする場合に、保育所等で一時的に子どもを保育します。 また、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合には、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育する訪問型一時保育を実施します。 子どもを家庭で保育する保護者に対しては、利用料の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図ります。	一時預かり事業については、本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、訪問型一時保育事業を実施する保育所への支援や、一時保育利用料の助成を継続することで、子育てしやすい環境づくりを進めます。 さらに、安定的な運営の確保のために、運営費の加算等の見直しも検討していきます。	定員（施設型）	当該年度４月１日時点の定員		282					人	子育て施設支援課 子育て政策課 保育課
						箇所数（施設型）	当該年度４月１日時点の事業実施箇所数		37					箇所	子育て施設支援課 子育て政策課 保育課
1-4-10	緊急一時保育事業			保護者が病気や出産等のため入院するときや、家族の入院のため介護をする必要のあるとき等に、一時的に保育を行います。	既存の保育所等で引き続き受け入れを実施していきます。	実施箇所数	当該年度４月１日時点の事業実施箇所数		136					人	子育て施設支援課 保育課
						利用件数	当該年度３月31日時点の延べ利用件数		36					件	子育て施設支援課 保育課
1-4-11	利用者支援事業			子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談等を行います。	身近な子ども未来プラザ等で妊産婦や子育て世帯に対する支援事業を検討・実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開します。	相談件数（特定型）			720					件	保育課 子育て政策課
						実施箇所数（特定型）			1					箇所	保育課 子育て政策課
						実施箇所数（母子保健型）			12					箇所	保育課 子育て政策課
1-4-12	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		中期	保護者の病気・出産・出張・育児不安等の理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。	引き続き事業を実施し、子育て家庭を支援します。 また、新たな地域での実施について検討するとともに、利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。	定員			6					人	子ども家庭支援課
						箇所数			2					箇所	子ども家庭支援課
						年間延べ利用人員			1,023					人	子ども家庭支援課
1-4-13	葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）		中期	次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくりを推進するため子育てに配慮した機能を備え、安心して子育てできる住宅を認定し、助成します。	事業認知度の向上に努め、子育て世帯の安全で健やかな住生活の実現、子育て世帯の人口流入を図ります。	建設件数			0					件数	住環境整備課
1-4-14	歩道勾配改善事業		中期	妊婦や幼児、ベビーカーを使用する方々を含め、誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。	引き続き、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保します。	歩道勾配の改善率	累計整備延長／計画延長		85.7					%	道路補修課
1-4-15	セカンドブック事業			「３歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封し、その引換券を図書館に持参した方に、3歳児向け絵本1冊と図書リストを手渡します。	保健センターと協力して行うセカンドブック事業及びセカンドブックも含む３歳～６歳児向けの図書リストの作成を継続し、より良い本との出会いを提供します。	配付数	セカンドブック配付数		1,793					部	中央図書館
1-4-16	ブックスタート事業			保健センター、子ども未来プラザ及び地区センターで実施する３か月～４か月児健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付し、ボランティアとの協働により読み聞かせを行います。	保健センターと協力して行うブックスタート事業及び４か月児～２歳児向けの図書リストの作成を継続します。 また、０歳から親子で参加できる事業及び小学生向けの事業の充実を図り、より良い本との出会いを提供します。	配付数	ブックスタートパックの配付数		2,847					部	中央図書館

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-5-1	学童保育クラブの開所時間の延長			学童保育クラブで通常の指導時間（学校下校時から午後６時まで）を超えて子どもを保育します。なお、私立学童保育クラブは利用ニーズに応じて開所時間の延長を行っています。	公立学童保育クラブは状況に応じて、利用ニーズを確認、把握した上で、検討を進めます。	18時以降の延長保育の実施クラブ数			72					箇所	子育て政策課 放課後支援課
1-5-2	送迎保育ステーションモデル事業			保育需要の地域偏在や保育園利用者の子育てと就労の両立といった課題に対応するため、複数の保育園へのバス送迎と、それに伴う朝夕の預かり保育を行います。	モデル事業期間中に出た課題や利用者の声を把握し、本格的な事業の実施に向けた検討につなげていきます。	利用人数（年間）	利用申込（継続含む）に対する利用承諾者数		15					人	子育て政策課
1-5-3	家庭的保育事業（保育ママ）			子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が認可した家庭的保育者（保育ママ）の自宅等で３歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育者等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。	定員	当該年度４月１日時点の定員		56					人	子育て施設支援課 子ども・若者担当課
						家庭的保育者数	当該年度４月１日時点の施設数		12					人	子育て施設支援課 子ども・若者担当課
1-5-4	休日保育事業			日曜・祝日や年末年始に保護者が仕事等のため保育ができない場合に子どもの保育を行います。	多様な保育ニーズに対応するため、事業を着実に実施します。	定員			60					人	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						施設数			6					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						利用人数			1,591					人	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
1-5-5	時間外保育事業		中期	保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。	１時間延長保育の実施箇所数（公立）	当該年度４月１日時点の１時間以上の延長保育を実施している延べ園数		29					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						１時間延長保育の実施箇所数（私立）			103					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						２時間延長保育の実施箇所数（公立）	当該年度４月１日時点の２時間以上の延長保育を実施している延べ園数		6					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						２時間延長保育の実施箇所数（私立）			70					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						３時間延長保育の実施箇所数（公立）	当該年度４月１日時点の３時間以上の延長保育を実施している延べ園数		0					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						３時間延長保育の実施箇所数（私立）			2					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
1-5-6	小規模保育事業			区が認可した事業で、３歳未満の子どもを対象に、少人数（定員６人～19人）で家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。	定員	当該年度４月１日時点の定員		266					名	子育て施設支援課 子ども・若者担当課
						箇所数	当該年度４月１日時点の施設数		15					園	子育て施設支援課 子ども・若者担当課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-5-7	病児・病後児保育事業			保育所等に在籍中の子どもが病気中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもを保育します。 また、訪問型病後児保育事業は、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。	定員（施設型）	当該年度４月１日時点の定員		44					人	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						箇所数（施設型）	当該年度４月１日時点の事業実施箇所数		11					箇所	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
						年間延べ訪問回数（訪問型）	当該年度３月31日時点の延べ訪問回数		0					回	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
1-5-8	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業		中期	私立幼稚園・認定こども園で通常の教育時間外や夏休み等に子どもを預かります。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保します。 また、多様な保育ニーズに対応するため、実施日数や実施時間の拡大を図るなど、より使いやすい預かり保育事業を実施していきます。	預かり保育実施園数	教育時間外の預かり保育を実施している園		30					園	子育て施設支援課
						３季休業中の預かり保育実施園	通年型預かり保育補助金の要件を満たす園		22					園	子育て施設支援課
1-5-9	認可保育所・認定こども園（保育部分）			認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、保育士が保護者に代わって保育を行います。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていなくても利用できます。	本計画第５章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。	当該年度４月１日時点の定員			12,110					名	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
1-5-10	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長			出産後に育児休業を取得する際、上の子が在園できる期間を２歳に達する年度末までとすることにより、保護者が育児休業を取得しやすくします。	引き続き、事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。	制度利用者数			608					人	保育課
1-5-11	予約入園の拡大			安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に、育児休業明けの０歳児クラスの予約入園を拡大します。	各園の需要に応じて拡大します。	箇所数			24					園	保育課 子ども・若者担当課
1-5-12	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）		中期	残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後10時まで）の保育を実施します。	引き続き事業を実施し、子育て家庭を支援します。 また、新たな地域での実施について検討するとともに、利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。	定員			10					人	子ども家庭支援課
						箇所数			2					箇所	子ども家庭支援課
						年間延べ利用人員			508					人	子ども家庭支援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
1-5-13	学童保育クラブ		中期	児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ります。 あわせて、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。	子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブの整備を推進します。 待機児童については、学校内も含めサテライトスペース等を確保し、暫定的に区役所で職員を派遣して受け皿を確保する等、可能な限り柔軟な対応を検討します。	入会児童数（私立）	当該年度の整備によってもたらされた翌年4月1日現在の数		3,983					人	放課後支援課 子育て政策課
						施設数（私立）			77					箇所	放課後支援課 子育て政策課
						入会児童数（公立）			1,114					人	放課後支援課 子育て政策課
						施設数（公立）			20					箇所	放課後支援課 子育て政策課
1-6-1	子育て支援に関するアンケートの実施			子ども・若者や子育て中の方に毎年度子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施して、その結果を子ども・子育て会議と子ども・若者支援地域協議会に諮りながら、子ども・若者や子育て支援の取組に生かします。	アンケートの結果を踏まえて、子ども・若者や子育て支援の取組に生かしていきます。	アンケート回収率（保護者）			50.1%					%	子ども・若者担当課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課
						アンケート回収率（子ども）			30.8%					%	子ども・若者担当課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課
						アンケート回収率（若者）		若者を対象としたアンケートは令和８年度から実施している。	—					%	子ども・若者担当課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課
1-6-2	安全・安心な教育・保育施設の整備			卒園まで安心して子どもを預けることができるよう、老朽化した私立保育所等の建替えや大規模修繕に対し、施設整備費の一部を補助します。	引き続き、老朽化した私立保育所等の大規模修繕等にかかる費用を補助することで、子どもが安全に過ごすことができ、保護者が安心して預けられる環境を維持します。	箇所数			10					箇所	子育て施設支援課
1-6-3	指導検査の実施		中期	教育・保育の質を確保、向上していくため、教育・保育施設に対し、児童福祉法等に基づく指導検査を行います。	保護者がより安心して認可保育所や認定こども園、幼稚園等に子どもを預けられるようにするため、指導検査を着実に実施します。	指導検査実施件数	特定教育・保育施設等（認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所、認証保育所、認可外保育施設、病児保育施設、幼稚園、児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設）の検査実施数		177					件	子育て施設支援課
1-6-4	就学前教育の質向上の推進	新規		区内子育て施設における就学前教育の質向上に向けた支援を行うことで、幼児一人一人の生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、人生におけるウェルビーイングの向上につなげます。	区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。 また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援します。	特色ある幼児教育推進事業における実施施設数	私立幼稚園、認定こども園の実施施設数		24					箇所	子育て施設支援課
1-6-5	私立幼稚園・認定こども園（教育部分）			満３歳以上の小学校就学前児童に対し、各園独自の教育理念のもと、教育時間内において幼児教育を行います。	私立幼稚園等が安定的に運営し、幼児教育を提供できるよう、引き続き支援を行っていきます。	箇所数			30					箇所	子育て施設支援課
1-6-6	多様な主体の参入促進事業			保育所の設置に際し、民間事業者の参入を促進します。	保育所の設置に際して、保護者のニーズに応えるために民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。	民間事業者による保育所等設置件数			0					件	子育て施設支援課 子ども・若者担当課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課	
									7	8	9	10	11			
1-6-7	保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組		中期	私立保育所等における保育士等の確保と定着を図るため、就職フェアや就職相談、人材確保・定着につながる施設長向けセミナーを開催するとともに、保育士資格の取得支援や保育士等の宿舎借上支援等を実施します。	就職フェアの開催や宿舎借上支援等を引き続き実施するとともに、養成校訪問の積極的な実施により私立保育所等における保育士等の確保を支援します。	宿舎借上げ支援利用者数	当該年度３月31日時点の延べ利用人数		489					人	子育て施設支援課	
1-6-8	子育て支援員の育成・活用			保育所に保育補助者として従事する保育士資格を有していない方等に対し、子育て支援分野に関して必要となる知識や技能を修得するための子育て支援員研修の受講機会を確保します。	保育所において、朝夕等の児童が少数となる時間帯は保育士配置特例により、保育士１名に加え子育て支援員研修修了者を置くことができるため、研修修了者を増やすことにより、保育士の負担軽減につなげます。	公立・私立保育施設等で雇用されている子育て支援員研修修了者数	当該年度４月１日時点の人数 公・私保育所 子育てひろば 認定こども園 保育ママ 小規模 認証 公・私幼稚園 児童館		130					人	保育課 子育て施設支援課	
1-6-9	教員の資質・能力の向上			全ての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、様々な研修や研究活動を充実させます。	全ての学校・園で、研究や研修を推進するとともに、区全体での授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。各校の教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校」として指定し、研究発表等で成果を区内全校で共有します。	教育研究指定校研究発表会参加者数			1,889						人	教育指導課
						教育研究指定校研究発表会実施回数			10					回	教育指導課	
1-6-10	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業			私立学童保育クラブに対し、児童の入会児童数に応じた職員の適正配置に向けた人材確保の支援や設備を充実するための支援を行います。	放課後児童支援員等の処遇の改善及び午後６時半を超える放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して、職員の賃金改善や設備の充実に必要な経費の補助を行います。	施設数			72					箇所	放課後支援課	
						金額	人材確保のための処遇改善に係る経費計上金額		186,895,914					円	放課後支援課	

基本方針２　就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-1-1	子ども広報			小・中学生が区内の産業や歴史など、様々なテーマで体験取材し、広報かつしかの記事にまとめることで、地域社会の様子や課題などを学ぶとともに、今後自分たちが暮らす街について考えるきっかけとします。	参加者の募集では例年、定員を超える申し込みがあり、テーマによっては対象を小学６年生までに限定することもあります。	申込者数			8					人	広報課
2-1-2	葛飾吹奏楽団　ジュニアバンド（団体支援）			「葛飾吹奏楽団」ジュニアバンドの活動を支援し、区内の自主的な文化活動や音楽を通した青少年の育成を支援することにより、地域文化の活性化に寄与し、多くの区民に良質な音楽に親しむ機会を提供します。（対象：小学3年生～中学3年生）	吹奏楽の活動を通じて青少年の健全な育成を支援し、地域文化の活性化に寄与します。	団員数			40					人	文化国際課
2-1-3	子ども向け多文化理解講座		中期	区内在住・在学の小学生を対象に、国際交流活動や諸外国の文化や生活について学びます。	多文化共生社会の実現に、家族での理解を深めることを目的に実施します。 海外の子どもたちの生活や文化の紹介や体験を通して、世界を知る楽しさの理解を促進します。	講座参加者数	夏休み！子ども国際交流クラブ　元JICA青年海外協力隊員と世界を学ぼう！		34					人	文化国際課
2-1-4	子ども向け文化芸術創造事業			夏休みに子ども向けのバラエティ豊かな体験型プログラムを提供します。	児童・生徒のための情操教育も目的として、芸術・文化の普及と発展を図ります。	講座参加者数	①三味線のおけいこ（13） ②子ども美術ワークショップ（58） ③みんなでアンサンブル（33）		104					人	文化国際課
2-1-5	シンフォニーヒルズ少年少女合唱団（団体育成）			区内の合唱団の中でも数少ない児童合唱団として、また区を代表する合唱団として、専門家の充実した指導により育成を図ります。（対象：小学1年生～高校3年生）	音楽・合唱を通じて区内に音楽愛好者を増やし、区民の文化芸術への参加意欲を高めます。	団員数			67					人	文化国際課
2-1-6	友好都市等へのホームステイ派遣		中期	ホームステイをしながら現地での友好関係を築きます。滞在を通じての相互の文化交流から、多文化への理解を深め、さらなる友好関係の促進を図るとともに、今後の区の交流事業への参加を促します。	オーストリアのウィーン市フロリズドルフ区への青少年ホームステイ派遣を行います。 また、マレーシアのペナン州への青年ホームステイ派遣を行います。	派遣人数			5					人	文化国際課
2-1-7	産業教育の充実			区内小・中学生の区内産業に対する理解を深めるため、産業啓発冊子の発行、産業フェアの見学等による学習の機会を提供します。	産業啓発冊子（わたしたちのまちの産業）での区内の商工業・観光業・農業の紹介と、産業フェアでの見学により、小・中学生の学習機会の提供を継続していきます。	啓発イベント参加者数	産業フェアの学校見学参加者数		2,430					人	商工振興課
2-1-8	遊びや生活を通した子どもの健全育成			子どもたちの声を取り入れ、集団遊びや伝承遊び、外遊びや異年齢遊び、読み聞かせや工作等で子どもの自主性・社会性・創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図ります。さらに、子育てに悩む保護者の支援や保護者間の交流を図ります。	従事者のスキルアップを図るため、従事者間の情報交換や東京都の研修を活用する等して遊びの充実を図ります。	小学生の利用者数	子ども未来プラザ及び児童館における年間利用者数		95,148					人	子育て政策課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-1-9	乳幼児とのふれあい体験事業			保育所、認定こども園、幼稚園等において、小学生・中学生・高校生等が小さな子どもとふれあう場を設けます。	次の親世代を育成するという視点から、子どもたちに命の大切さや親になることの意味を考える場を提供することを推進します。	受入施設数	中学生の職場体験の保育園・幼稚園・児童館における受入施設数		138					箇所	教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
						受入人数	同受入れ人数		755					人	教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
2-1-10	中学生職場体験事業			総合的な学習の時間を中心に中学２年生が社会の一員として社会性、職業観や勤労観を養うため実施します。	特色ある教育活動とも連動して、地域の事業所にも協力要請をして連携し、調べる、考える、発表する等の学習活動を確実に実施します。	総合的な学習が好きな中学３年生の生徒の割合	区学習意識調査		77.8					%	教育指導課
2-1-11	かつしか少年キャンプ			子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学４年生～６年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、ジュニア・リーダー講習会活動にも関心を持ってもらい、子ども会活動の活性化に寄与します。	普段野外活動に触れる機会の少ない子どもたちに野外活動を楽しむ場を提供するとともに、キャンプを指導するジュニア・リーダーとの関わりにより、ジュニア・リーダー講習会や子ども会活動の活性化を図ります。	参加者人数			68					人	地域教育課
2-1-12	ジュニア・リーダー講習会			子ども会活動における少年リーダー（ジュニア・リーダー）の育成を目的とした子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業です。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。	講習会においてレクリエーションや野外活動の技術、子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供し、ジュニア・リーダーを育成するとともに、子どもにとって身近な組織である子ども会活動の充実・活性化を図ります。	ジュニア・リーダー講習会受講生数			52					人	地域教育課
2-1-13	少年の主張大会			児童・生徒が、学校生活や家族などの身近な問題や世の中のことで疑問に思うこと、体験を通じて考えたことや提案したいことなどを、自分自身の言葉で表現し発表する場として、開催しています。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施します。	今後も取組を継続します。	参加者人数			352					人	地域教育課
2-1-14	かつしかっ子ブック事業			小学１年生に、教育委員会が薦める図書リストから希望の本を選んでもらい、区立小学校を通して配付します。 また、区立小学校以外の児童には個別に配送します。	児童が読書に親しむ機会を積極的に支援します。	配付数	児童への配付数		3,204					部	中央図書館
2-1-15	かつしかっ子ブック事業（小学高学年向け電子書籍）	新規		区立小学校に在籍する５年生～６年生に電子書籍サービスが利用できるＩＤ・パスワードの配付及びタブレット端末のトップ画面に電子書籍のアイコンを導入します。	児童が読書に親しむ機会を積極的に支援します。	配付数	当該年度５月１日時点の児童数		6,822					人	中央図書館
2-1-16	かつしかっ子ブック事業（中学生向け電子書籍）			区立中学１年生に、葛飾区立図書館所蔵の電子書籍が閲覧できるよう、電子書籍閲覧用ＩＤ・パスワードを配付します。 また、継続した電子書籍の利用を促進するため、学年を拡大し、全学年のタブレット端末のトップ画面に電子書籍のアイコンを導入します。	生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援します。	配付数	当該年度５月１日時点の生徒数		2,772					人	中央図書館

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-2-1	かつしか若手アートコンペティション		中期	区内で活動する若手芸術家らのアートコンペティションを開催し、若手芸術家の発掘と育成を目的に、文化芸術団体の活動に寄与するとともに、区民の文化芸術活動への参加を促進します。2カ年事業で1年目に公募ＰＲ用のポスターデザイン画を公募（対象：小学４年生～高校生）し、2年目に本選の作品募集（対象：中学生～35歳）を行います。	区の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。	参加者数（応募者数）	R7:公募PR用ポスターデザイン画公募 R8：本選の作品募集		52					人	文化国際課
2-2-2	子ども向け文化芸術鑑賞事業			乳幼児、子どもたちと家族が一緒に楽しめる様々な鑑賞事業を提供します。	子どもの感性を豊かに育む事ができるよう、乳幼児、子どもが家族と一緒に楽しめる機会を提供し、芸術・文化の普及と発展を図ります。	参加者数	①ベイビーシャーク（1,333） ②人形劇3びきのこぶた（250） ③音楽の絵本（562） ④ズーラシアンフィル（1,206）		3,351					人	文化国際課
2-2-3	学習支援事業		中期	全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力の定着が十分でない生徒を対象に少人数指導を実施します。 また、対象生徒の学習意欲の向上を図るほか、生徒及び保護者に対して生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。	引き続き教育委員会事務局及び学校と連携し、生徒及び保護者へ事業の周知を行いながら、経済的な理由により教育の機会に不平等が生じないように取り組みます。	学習支援事業受講生徒の進学率			100					%	くらしのまるごと相談課 教育指導課
2-2-4	学習センターの整備			児童・生徒が主体的に考え、学べる環境をつくり、授業において、学習センターを活用し、調べ学習の充実を図ります。加えて、放課後や長期休業中等に学習センターを活用し、自学自習の習慣化に取り組みます。	自学自習をする生徒の学習状況を見守る人材を配置します。 また、学校図書館コーディネーターを教育指導課に配置し、学校司書の資質向上を図り、授業における学習センターの活用を推進します。	学習センターを利用している回数	教育課程実施状況調査		16,723					回	教育指導課 学務課
2-2-5	かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）			これからの社会をたくましく生き抜くことができる人材を育成することを目指し、「英語によるコミュニケーション能力」を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組を実施します。	中学校では、イングリッシュキャンプ、海外とのオンライン交流、英語検定料の助成等、外国語に関する学習意欲を高める取組（Ｅｎｇｌｉｓｈ Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ）を行います。 また、小学校では、体験型英語学習施設「ＴＯＫＹＯ ＧＬＯＢＡＬ ＧＡＴＥＷＡＹ」のプログラム体験、「Ｅｎｇｌｉｓｈ Ｄａｙ」を設定し、外国語科及び外国語活動の授業を積極的に公開し、充実を図ります。	中学校第３学年の生徒のうち、CEFR A1 レベル(英検３級)相当以上の英語力を有すると思われる生徒数	英語教育実施状況調査		2,017					人	教育指導課
2-2-6	葛飾スタンダードの推進			本区の児童・生徒が、学校での生活や学習において、義務教育終了までに、これだけは身に付けてほしい、また、それをよりどころにして努力してほしいといった生活・学習の基準に基づき、取り組みます。	児童・生徒の学力向上のために、「かつしかっ子学習スタイル」、「葛飾教師の授業スタンダード」を実施します。 さらに、区学力調査を基に、各学校に具体的な学力向上のための計画を立てさせて定着を図れるようにしていきます。	学校に行くのが楽しい児童・生徒の割合	区学習意識調査 上段：児童 下段：生徒		78.4 81.0					%	教育指導課
2-2-7	かつしかチャレンジプログラム			学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、能力を更に向上させるための事業として「かつしかチャレンジプログラム」を実施し、受講した児童・生徒の能力の更なる向上に取り組みます。	「自然科学コース」、「Ｅｎｇｌｉｓｈ Ｃｈａｌｌｅｎｇｅコース」、「プログラミングコース」、「理数コース」」「調べる学習コース」の５コースを実施しており、更なる充実を図るため、児童・生徒のニーズ等を踏まえ、コースメニューを拡充し、多様な児童・生徒の能力の育成を推進していきます。	かつしかチャレンジプログラム参加人数			378					人	教育指導課 学校教育推進担当課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-2-8	かつしかっ子学習スタイル			教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けを行います。	教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けを行い、生涯にわたる学習の基礎を作ります。	目標に向けて、普段からこつこつ学習している児童・生徒の割合	区学習意識調査 上段：小学校 下段：中学校		58.7 51.4					%	教育指導課
						きまりや規則を守っている児童・生徒の割合	区学習意識調査 上段：小学校 下段：中学校		86.2 92.9					%	教育指導課
2-2-9	スタートカリキュラム			小学校入学時に、幼稚園、保育所、認定こども園などでの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくるカリキュラムを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。	架け橋期の教育について、幼保小連携を更に図るとともに、教育に関わる地域・保護者等多くの方の理解を得られるようにしていきます。 また、かつしかっ子就学前スタートカリキュラムの内容の充実を図ります。	スタートカリキュラム作成・実施校数	スタートカリキュラムを作成・実施している小学校数		48					校	教育指導課
2-2-10	総合的な学力向上事業		中期	これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、子ども一人一人の学びの充実、授業の充実、教員の指導力向上を図ります。	ＩＣＴ活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、主体的に学びに向かう力を伸ばす協働的な学びの充実を進めます。 また、教員の指導力向上や、ＰＤＣＡサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。 さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における自学自習の取組、デジタル教材を活用した取組を総合的に進めます。	国語、算数・数学について、葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差（ポイント）	全国学力・学習状況調査（文部科学省） 上段：小学校 下段：中学校		0.6 内訳 国語0.2 算数1.0 0.7 内訳 国語1.7 数学-0.3					%	教育指導課
						学校教育アンケートの「学校は、教育目標や学年・学級の目標等を保護者に分かりやすく伝えている。」の肯定的回答	学校教育アンケート 上段：小学校 下段：中学校		85.4 73.6					%	教育指導課
2-2-11	体力向上のための取組		中期	子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進します。	体力調査結果を基に、「かつしかっ子体力アッププログラム」を策定し、小・中学校で取り組みます。 また、体育の授業を充実させることで、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。	体力調査の判定結果	都の平均を上回る学校の比率		53.4					%	教育指導課
2-2-12	特色ある学校づくり推進			学校や地域の実態を生かした教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するといった、「特色ある学校づくり」に取り組みます。	特色ある学校づくりで計画している事項を中心に、各学校の児童・生徒、地域の実態に応じて、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を推進します。	特色ある学校づくり実施学校数			73					校	教育指導課
2-2-13	理数教育の充実			児童・生徒の理科・数学への興味・関心と知的好奇心等を育成します。	東京理科大学との連携や科学教育センターでの実験教室により、理科好きな子どもを育てるとともに、葛飾みらい科学研究コンクール等、探究的な活動の支援を行います。 また、理科授業充実のために、理科支援員を配置し、実験や観察のサポートをするとともに、大学連携により、算数・数学の授業改善につながる研究を推進します。	算数・数学・理科が好きな児童・生徒の割合	葛飾区学習意識調査		64					%	教育指導課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-2-14	連続する学びの場の充実（幼保小・小中・中高連携教育の推進）			「小１問題」の解消に向けて、幼稚園、保育所、小学校が連携し、円滑に接続する仕組みを構築します。 また、義務教育９年間で学ぶ内容等を身に付けることができるよう学習方法や指導方法等を共有し、中学校への円滑な接続を行います。 さらに、区内都立高等学校と中学校が連携して進路指導等の充実を図ります。	幼児期に身に付けたい基礎的・基本的な力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、生活習慣を共有し、区内の公立・私立幼稚園・保育所、小学校の連携ブロックによる実践を推進することで、小学校への円滑な接続を行います。 また、「かつしかっ子学習スタイル」や「葛飾教師の授業スタンダード」の取組を推進することで、学習方法や指導方法を共有します。 さらに、区内都立高等学校における進学重点教室や中高連携進路説明会を開催し、進路指導の充実を図ります。	幼保小連携教育連絡協議会開催数			144					回	教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
						小中連絡協議会開催数			48					回	教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
2-2-15	教育情報化推進事業		中期	これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができる学校教育を実現するため、学校におけるＩＣＴ環境の整備や授業及び校務におけるＩＣＴの活用等、教育の情報化の推進を図ります。	学校におけるＩＣＴ環境の充実やＩＣＴ推進体制の確保等に取り組み、ＩＣＴを活用した「主体的・対話的で深い学び」や教員の働き方改革等、教育ＤＸの推進に取り組んでいきます。	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合 ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合	（上）全国学力・学習状況調査 （下）葛飾区教育情報化に関するアンケート調査		小学校 75.1 中学校 75.0 小学校 66.8 中学校 71.4					%	学校教育推進担当課 教育指導課
2-2-16	かつしかふれあいRUNフェスタ			子ども・若者などが参加できるスポーツの機会を提供し、スポーツ実施率の向上や健康増進に取り組むきっかけづくりとします。 また、葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、大会ボランティアに従事いただくなど、多世代の交流や地域の交流、更には、区民や関係団体等との協働をより一層推し進め、スポーツによる元気なまちづくりにつなげます。	令和７年度以降も様々な手段で周知・募集を行うほか、新たなイベント企画やボランティア従事内容の見直しなどを行い、継続的な事業として開催します。引き続きランナーサービスやコースの充実等を図り、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなでランナーを応援したり、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとします。	総参加者数			12,879					人	生涯スポーツ課
2-2-17	区民スキー教室			基礎スキーの講座を開催するとともに、スキーを通して親子や多世代との交流活動のきっかけを作ります。	引き続き、本事業について葛飾区スキー連盟と協働の上で進めていくほか、積極的な周知活動を行います。	参加者数			96					人	生涯スポーツ課
2-2-18	ジュニアエンジョイスポーツ			子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を開催します。 また、各種目の総合開会式を開催するとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催します。	子どもなどの誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を区内全域に広く充実させます。	参加者数			13,355					人	生涯スポーツ課
2-2-19	～測って、知ろう～体力テスト			握力、反復横とび、上体起こし等、６歳～19歳までは８種目、20歳からは６種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行います。奥戸、水元総合スポーツセンターで年２回実施します。	子ども・若者などの健康推進を目的として幅広く区民に本イベントを周知するために、各イベントに体力テストブースの出展を積極的に行います。	参加者数			352					人	生涯スポーツ課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-3-1	いじめ防止対策プロジェクト		中期	区、学校、地域が連携・協力して、いじめ防止の徹底を図ります。	「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を活用し、学校におけるいじめ認知の意識を高めるとともに、授業や保護者会等において子ども・保護者への周知を進めることで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 いじめの兆候が見えた場合は、当該学校において、速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。 また、区がいじめ発生の報告を受けた段階で速やかに学校と連携して対応する体制を整え、いじめの解消率の向上を図るほか、教育委員会に弁護士資格を持つ職員を配置し、複雑化するいじめの問題に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行います。 さらに、葛飾区いじめ問題対策連絡協議会において関係機関との連携を図るとともに、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会においていじめ防止のための実効的な対策を協議します。	いじめの解消率（小学校）	解消件数／認知件数		64.8					%	教育指導課
						いじめの解消率（中学校）	解消件数／認知件数		66.7					%	教育指導課
2-3-2	学校支援指導員派遣事業			生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を派遣します。	毎年度、学校支援指導員を配置する学校の選定を行い、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、引き続き配置を行います。	学校支援指導員数			11					人	総合教育センター教育支援課
2-3-3	教育相談			保護者や子どもとの面接相談や電話相談を通じて、それぞれの成長過程における教育上の多様な悩みや問題を聴取し、話し合い、専門的な立場からサポートして、悩みごとの軽減や解決を図ります。	学校・家庭での悩みごとや子どもの性格や行動・発達などの心配ごとについて、電話相談及び面接相談を実施し、保護者や子どもの不安の軽減や解決を引き続き図っていきます。	相談件数			604					件	総合教育センター教育支援課
2-3-4	サポートチーム指導員派遣事業			暴力行為、非行などの問題行動等に適切に対応するため、警察ＯＢを総合教育センターに配置し、問題が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図ります。	引き続き定期的な学校訪問を通して連携を密にし、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に向けて学校への助言を行います。	学校への派遣回数			427					回	総合教育センター教育支援課
2-3-5	スクールカウンセラー派遣事業			不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、心理に関し専門的な知識や経験を持つスクールカウンセラーを各学校に配置し、学校における教育相談体制を整えいじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたります。	区立小学校におおよそ週１日、区立中学校におおよそ週２日、区立特別支援学校におおよそ週１日配置しています。多くの不安を抱える児童・生徒や保護者の相談窓口として各学校におけるスクールカウンセラーの役割は大きいため、今後も継続して配置を行います。	相談件数			35,811					件	総合教育センター教育支援課
2-3-6	スクールソーシャルワーカー派遣事業			スクールソーシャルワーカーを総合教育センターに配置し、学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行います。	総合教育センターにスクールソーシャルワーカー８名を配置しており、学校からの申請に基づき派遣しています。今後、スクールソーシャルワーカーの専門性向上研修やスーパーバイズの必要性を検討するとともに、状況に応じてアウトリーチ型の支援を行います。	支援の対象となった児童・生徒数			220					人	総合教育センター教育支援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-3-7	日本語指導の充実		中期	来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行うにほんごステップアップ教室を運営します。 また、授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営します。 さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。	日本語指導が必要な児童・生徒が増えているため、引き続き日本語指導の充実に努めます。 また、にほんごステップアップ教室と日本語学級の連携を深めます。 さらに、AI同時通訳サービスを試行し、母語による授業理解や意思疎通の促進を図ります。	にほんごステップアップ教室利用者数			173					人	総合教育センター教育支援課
						日本語学級在籍者数			273					人	総合教育センター教育支援課
2-3-8	不登校対策プロジェクト		中期	様々な要因により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、ふれあいスクール明石を運営し、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置します。 教員経験者と心理専門員が、各学期に１回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議します。	不登校児童・生徒数は年々増加しているため、ふれあいスクール明石の活動内容の充実、バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用した居場所・学びの場を引き続き提供し、児童・生徒、保護者、学校が選択できる登校支援策を広げます。 また、中学校における校内サポートルームの設置が全校に完了したことから、小学校における登校サポーターの配置拡大を検討します。 双葉中学校に、不登校生徒を対象としたチャレンジクラスを設置し、ゆとりある生活時程の中で、継続的な登校及び学習内容の定着を図ります。 さらに、不登校児童・生徒への対応を取りまとめた「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」について、引き続き学校に周知します。	ふれあいスクール明石（適応指導教室）への入室者数			104					人	総合教育センター教育支援課
						校内サポートルーム（校内適応教室）設置校数（上段：小学校、下段：中学校）			3 19					校	総合教育センター教育支援課
2-4-1	再就職講座			出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つセミナーを開催します。 育児中で就職活動に踏み出せない女性向けに子どもと一緒に参加できる講座を開催する等、「就業への一歩」を踏み出すきっかけを作ります。	講座実施回数			4					回	人権推進課 産業経済課
2-4-2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会		中期	ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。	ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直し等、対象・課題に応じた講座等を実施します。	講座（区民対象）の実施回数			1					回	人権推進課
2-4-3	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		中期	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。	一人一人がライフスタイルや人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子ども含め、広く区民や企業に周知するため、参加者が参加しやすい工夫をする等、理解を深めるための活動を行います。	啓発イベント参加者数			1,982					人	人権推進課
2-4-4	雇用・就業マッチング支援事業		中期	区の無料職業紹介所の「しごと発見プラザかつしか」において、区内事業所の人材確保や定着支援及び求職者の就労支援を行います。	区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。 また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。	採用決定者数			300					人	産業経済課
2-4-5	雇用・就労促進事業			若者等の求職者の就職促進や、事業所における若者等の人材確保と定着を図るための支援を実施します。	若者等の雇用促進のため、事業主に対する奨励金の支給を継続して行います。 また、「しごと発見プラザかつしか」において、就職セミナーやイベント等を通じて、就職が困難な若者や女性、高齢者等への支援をすることにより、区内で働きやすい環境を創出します。	交付決定件数			50					件	産業経済課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-4-6	中小企業・若者マッチング事業		中期	若者と区内中小企業とのイベント等を通じてマッチングを図り、区内中小企業の人材確保及び定着支援を行います。	「しごと発見プラザかつしか」において、若者・企業交流イベント及び企業訪問（オープンカンパニー）を実施します。	参加者数			59					人	産業経済課
2-4-7	消費者教育事業		中期	自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・意識の向上を図ります。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小・中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進します。	小・中学生をはじめとして、高校・大学生に対する早期の消費者教育を進めます。 悪質かつ巧妙化した手口による消費者被害の未然防止など、社会状況の変化に対応した取組を推進するとともに、消費者被害が生じた場合にはその救済を図ります。	消費者教育の実施参加者数(人)			2,057					人	産業経済課
2-4-8	婚活に関するセミナーの実施	新規		結婚を希望する若者を対象に、婚活に役立つコミュニケーションスキルの向上等を目的としたセミナーを実施します。	会話術やマナーに関する基本的な知識等を身に付けることを目的とし、婚活に役立つセミナーを実施します。	セミナー参加者数			37					人	子ども・若者担当課
2-4-9	婚活イベントの実施	新規		結婚を希望する若者に、多様な出会いや交流の場を創出することを目的としたイベントを実施します。	結婚を希望する参加者による交流会を開催し、本区での結婚、将来的な子育ての実現を目指します。	イベント参加者数			37					人	子ども・若者担当課
2-5-1	くらしのまるごと相談事業		中期	高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、８０５０問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止める「くらしのまるごと相談窓口」の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の５つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。 さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討を実施します。	くらしのまるごと相談窓口や、アウトリーチ、伴走支援、支援関係機関による連携支援、地域参加支援等の支援事例を積み重ね、全庁の部署や地域の支援関係機関が連携して、全ての人の健康・福祉・貧困の防止等に取り組んでいきます。	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合	政策・施策マーケティング調査		44.6					%	くらしのまるごと相談課
2-5-2	生活困窮者自立支援事業		中期	就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。	引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまるごと相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。	自立支援計画終結者のうち課題の改善が図られた人の割合			96.7					%	くらしのまるごと相談課
						就職・転職・収入増が図られた利用者数			161					人	くらしのまるごと相談課
2-5-3	葛飾区子ども・若者応援ガイド			様々な事情を有する子ども・若者の支援に関する情報をガイドにまとめ、子ども・若者やその家族、支援者に配布することにより、支援を必要としている方を支援につなげていきます。	これまでガイドで掲載していた相談機関の案内に加えて、新たに区内の子ども・若者の居場所等を紹介することで、普段から安心して過ごせ、支援が必要になったときには身近で相談できる居場所の普及啓発を推進していきます。	掲載団体・事業数			99					件	子ども・若者担当課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
2-5-4	若者支援体制の整備		中期	長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関への接続等に向けた適切な支援を行います。	関係機関に連携するまでに、相談者に寄り添った継続的な支援が一定期間必要になることが多くあるため、相談支援だけではなく、相談者に応じた段階的な支援を実施していきます。	新規相談者数			46					人	子ども・若者担当課
						相談件数	面接、電話、訪問相談及び同行支援の延べ件数		541					件	
2-5-5	社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援	新規		社会的養護を経験した児童等が、施設や里親のもとを離れた後に社会的自立ができるよう、進学や就職によって新たな生活を営むための経済的負担の軽減に対する支援に取り組むとともに、国が創設した社会的養護自立支援拠点事業における相談支援の実施に取り組みます。	経済的負担の軽減に対する支援においては、令和７年度から実施し、社会的養護自立支援拠点事業における相談支援は、令和８年度の実施に向けて検討を行います。	【経済的負担の軽減に対する支援】補助金交付件数	補助金 ・・・葛飾区社会的養護経験者自立支援事業		4					件	児童相談課
						【社会的養護自立支援拠点事業における相談支援】		R7年度は未実施のため、次年度以降に評価指標を定める予定。	―					―	児童相談課
2-5-6	若者の社会参加支援事業			社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援します。	若年無業者（ニート）、ひきこもり、発達・精神障害など対人関係に強い苦手意識を持ち、社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援していきます。	利用者数			772					人	地域教育課

基本方針３　困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況 7	8	9	10	11	単位	所管課	
3-1-1	医療的ケア児への支援の促進			痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。	医療機関等の関係機関と連携し、医療的ケア児への地域生活支援の向上を図ります。 葛飾区で生活する医療的ケア児が、ライフステージに合わせた支援を受けられるよう、各関連部門と連携し医療的ケア児を継続支援する体制をつくります。 受入れ保育所に、医療的ケアを実施する看護師の配置や必要な備品・施設整備を実施し、受入れ体制を整えます。	相談件数	実際の件数		8						件	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
						受入児童数（公立保育園）			5					人	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課	
						医療的ケアを受ける児童・生徒数			5					人	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課	
3-1-2	基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備			基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行うほか、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制を強化します。	（１）医療的ケア児者に対する相談支援の充実 基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児者の保護者が一人で抱え込まず身近に相談できる体制を作るために、医療的ケア児コーディネーターを中心とした情報連携、医療的ケア児者に関する相談を必要な支援につなげていきます。 （２）家族支援の強化 障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない世帯の実態把握をし、支援の必要性が高いと考えられる世帯に対してアウトリーチ支援を行います。 （３）地域の相談支援体制の強化 相談支援専門員が、多様化・複雑化する課題を抱える世帯を支援できるように、基幹相談支援センターによる相談支援専門員へのサポート体制を充実させます。 相談支援事業所の専門性を高めるため、基幹相談支援センターの一部を業務委託し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る専門研修や事例検討会を計画的に実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言を行うことで、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。	（１）相談件数 （２）対応件数 （３）対応件数及び研修回数、参加者	（１）実際の件数 （２）実際の人数 （３）実際の件数		（１）１２７ （２）２ （３）伴走支援：26 研修：10 参加者：299					（１）件 （２）人 （３）件（伴走支援）回（研修）	障害福祉課	

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
3-1-3	区内事業所と連携した障害者就労の促進		中期	就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等への就職支援や、就職後長く働き続けられるようにするための職場定着支援を行います。 また、区内や近隣における障害者就労の促進に取り組みます。	民間の就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、就職及び職場定着のための支援体制の充実を図ります。 また、区内や近隣における障害者就労を促進するため、区内企業等に障害者雇用への理解を働きかけます。	障害者就労支援センター登録者の就労定着率	就労継続者数（１年間同一職場）/新規就職者数（１年前）×100		68.8					%	障害福祉課
3-1-4	障害児通所給付 （児童発達支援） （放課後等デイサービス） （保育所等訪問支援）			発達が心配される児童一人一人に、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。	相談支援体制の充実とともに、障害児の状況に応じた適切な療育が受けられるように支援します。	利用者数	延べ利用者数		27,199					人	障害福祉課
3-1-5	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減			地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。	障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害児の早期療育への保護者負担軽減として引き続き実施します。	申請者数	実際の人数		348					人	障害福祉課
3-1-6	居宅訪問型児童発達支援事業			障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な支援をすることで、将来、通所や通園・通学など、地域とのつながりを持ち、社会生活の幅が広がることを目指します。	在宅の障害児に対し、発達支援の機会を確保し、訪問支援から通所支援への社会生活の移行につなげる目的を踏まえて、着実なサービス提供を目指します。当面、訪問支援により得た経験値を蓄積するとともに、支援にかかる技術向上を目指し、児童の個別状況に合わせた適切な在宅から通所への移行支援についての検討につなげます。 通所への移行については、医療的ケア児の受け入れを行っている子ども発達センターはもとより、民間事業所との連携も検討します。	居宅訪問型児童発達支援延べ利用児童数	子ども発達センターの居宅訪問型児童発達支援を利用する児童の延べ人数		0					人	障害者施設課
3-1-7	子ども発達センター事業			知的障害や発達に課題のある１歳６か月から就学前の児童に対して発達段階に応じた小集団支援や個別支援を実施します。	「遊び」を通して、子どもの自尊心や主体性を育て、個々の成長に合わせた「生きる力」の基礎を培うための支援を行います。	子ども発達センター延べ利用児数	子ども発達センター４施設の、延べ出席児童数		14,938					人	障害者施設課
3-1-8	障害児に関するサービス利用計画作成			障害児の自立した生活を支えるため、障害児に関するサービス利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	障害児支援利用計画の作成等を通して、保護者支援を実施します。	サービス利用計画作成件数	延べ作成件数		1,030					件	障害者施設課 障害福祉課 子ども家庭支援課
3-1-9	保育所等訪問支援事業			子ども発達センター（児童発達支援センター）の職員が、保育所や幼稚園等を訪問し、発達に課題のある児童への適応に向けた支援を行うとともに、当該施設の職員等と連携して、療育を実施する体制を整備することにより、発達に課題のある児童への適切な支援を行います。	今後も保育所等訪問支援を継続するとともに、関係機関連携を適宜組み合わせながら、発達に課題のある児童への適切な支援を行います。	保育所等訪問支援（個別支援）延べ利用児童数			106					人	障害者施設課
3-1-10	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ			保育所・学童保育クラブでの生活が可能な障害児を受け入れることで、保護者が安心して就労と子育てを両立できるようにするとともに、障害のある児童と他の児童が生活を通してともに成長できるようにします。	引き続き、障害児を受け入れることにより、障害のある児童の保護者の子育て及び児童の成長を支援します。	保育所障害児入園者数（公立）			76					人	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 放課後支援課
						保育所障害児入園者数（私立）			267					人	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 放課後支援課
						学童保育クラブ障害児入会数（公立）			63					人	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 放課後支援課
						学童保育クラブ障害児入会数（私立）			189					人	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 放課後支援課
3-1-11	就学前の子どもの発達相談			発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。	乳幼児の発達に対して不安がある保護者や保育者等からの相談を受け、発達に課題があり指導・訓練を必要とする又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。	発達相談件数			1,750					件	子ども家庭支援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
3-1-12	公園再生事業			高齢者、障害者等の移動円滑化の促進、子どもを犯罪や事故から守る安全・安心への配慮、幼児から高齢者まで幅広い世代のニーズに応えられる快適な地域環境を創出するため、公園機能の見直しを図るとともに、誰もが安全、安心、快適に公園を利用できるように、既存の公園施設のバリアフリー化や、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。	公園再生の整備に当たっては、施設のバリアフリー化を行うとともに、犯罪抑止効果を目的とした見通しを良くする施設の配置検討、安全基準に適合した遊具施設等の更新などを行います。	公園に満足している区民の割合	政策・施策マーケティング調査		68.9					%	公園課
3-1-13	就学相談			障害のある又は障害が心配される子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、個々に応じた教育内容と方法に基づく適切な就学相談を実施します。	引き続き、他機関と連携し就学相談専門員、心理専門員を中心に、障害のある又は心配される子どもの適切な就学先について検討を行い、個々に応じた教育環境を提供します。	就学相談件数			588						総合教育センター教育支援課
3-1-14	特別支援教育推進事業			特別支援教育指導員が小・中学校や公立幼稚園を巡回して、少人数や個別の指導を行います。 また、心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを学校に派遣することにより、特別支援教育を推進するための指導や助言を行います。	引き続き専門家チームを学校に派遣し、運営上の課題及び取組状況の把握、巡回指導教員の授業観察等を行うことにより、一人一人に応じた支援の充実を図ります。	特別支援教育専門家チーム派遣数			119						総合教育センター教育支援課
3-1-15	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実		中期	（１）特別支援教室の充実 発達障害等のある児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施します。 また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化します。 （２）自閉症・情緒障害特別支援学級の運営 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした特別支援学級（固定学級）を運営します。	特別支援教育に携わる教職員を対象に、各職層・職種に応じた専門的な研修を実施し、支援が必要な子どもへの対応を充実させます。	特別支援教室において特別な指導を受けた児童生徒数（上段：小学校、下段：中学校）			1,119 237					人	総合教育センター教育支援課
						自閉症・情緒障害特別支援学級において指導を受けた児童生徒数（上段：小学校、下段：中学校）			25 25					人	総合教育センター教育支援課
3-2-1	食材料費の保護者負担軽減			認可保育所、私立幼稚園等の教育・保育施設のほか、障害児通所施設に通う就学前児童への食材料費を補助し、保護者の経済的な負担を軽減します。	着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。	助成件数	当該年度３月31日時点の助成件数（実費徴収に係る補足給付を行う事業による助成件数を含む）		108,568					件	障害福祉課 子育て施設支援課
3-2-2	多胎児家庭移動支援事業			３歳未満の多胎児を養育する世帯を対象に、助産師・保健師など専門職が多胎児の育児に特有な困難に対して支援を行い、子どもの予防接種や乳幼児健診等でタクシーを使う際に利用できる「多胎児家庭応援券」（こども商品券）を交付します。	育児等に役立つ情報提供を行い、多胎児を養育する家庭に特有の負担・困難に対する支援を継続します。	多胎児家庭応援券交付件数			115					件	保健センター 子育て応援課
3-2-3	かつしか出産応援給付金給付事業			子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、１歳未満の子どもを養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童１人当たり５万円、１回限り）を支給します。	出産後の子育て世帯に対し給付金を支給することにより、出産に係る経済的な負担の軽減を図ります。	支給人数			3,290					人	子育て応援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
3-2-4	児童手当等事業			高校生年代（18歳に達する日以後の最初の３月31日）までの児童を養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している方に児童育成手当や児童扶養手当を支給します。	転入や出生などの機会を捉え、引き続き制度の周知を行うことで、各手当の支給漏れが発生することの無いよう着実に事業を実施します。	児童手当受給者数	３月末受給者数		35,196					人	子育て応援課
						児童育成手当受給者数	３月末受給者数		3,966					人	
						児童扶養手当受給者数	３月末受給者数		2,816					人	
3-2-5	妊婦支援給付金給付事業	新規		妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、妊婦支援給付金（妊婦であることの申請後に５万円、胎児の数の届出後に胎児１人当たり５万円）を支給します。	妊婦等包括相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備します。	延べ受給者数	現金給付・ギフト給付の合計人数		5,728					件	子育て応援課 保健センター
3-2-6	ベビーカー購入等費用助成事業	新規		３歳未満の子どもを養育する家庭に対しベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出を促進します。	ベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入等費用を助成することにより、子育て家庭の負担の軽減や外出促進を図ります。	助成件数			2,109					件	子育て応援課
3-2-7	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業			小学生未満の子どもを育てる家庭に対し、幼児二人同乗基準適合自転車等の購入費の一部を助成することにより、移動に関する負担軽減を図ります。	幼児二人同乗基準適合自転車等の購入費を助成することにより、外出時の安全性確保や外出促進を図ります。	助成件数			2,179					件	子育て応援課
3-2-8	実費徴収に係る補足給付を行う事業			保育所等に保護者が支払うべき実費徴収費用のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、公定価格による支給がない幼稚園の対象者にかかる副食食材料費の一部を補足給付します。	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により実費徴収とされた食材料費に対して実施している補助を継続し、着実に事業を実施します。	助成件数	当該年度３月31日時点の助成件数		1,753					件	子育て施設支援課
3-2-9	私立幼稚園等の保育料等保護者負担軽減			子どもが私立幼稚園等に通う世帯に対し、入園料や保育料等について補助金を交付することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。	国の幼児教育・保育の無償化制度、都の多子世帯に対する負担軽減事業及び、社会情勢を踏まえながら、区が独自に補助し、着実に事業を実施します。	交付件数			1,311					件	子育て施設支援課
3-2-10	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）			無償化の対象とならない０歳児～２歳児クラスの課税世帯で兄・姉を有する多子世帯の児童の認可保育所や認証保育所等の保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。	都の多子世帯に対する負担軽減事業を活用し、第二子の保育料にかかる経済的な負担軽減を図り、着実に事業を実施します。	減免件数	無償化実施に伴い、見直し必要	令和7年の保育料無償化に伴い、減免制度の対象外となるため、令和8年度以降は未実施。	4,055					件	子育て施設支援課 保育課
3-2-11	認証保育所・認可外保育施設の保育料保護者負担軽減			認証保育所・認可外保育施設の保育料について補助金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。	国の幼児教育・保育の無償化制度、都の負担軽減事業及び、社会情勢を踏まえながら、区が独自に補助し、着実に事業を実施します。	交付件数	当該年度３月31日時点の助成件数（延べ人月）		5,103					件	子育て施設支援課
3-2-12	葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金			フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和６年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額１万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行います。	不登校児童・生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童・生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童・生徒の保護者に対してフリースクール等を利用するために要する費用の一部を補助することにより、児童・生徒の保護者の負担を軽減します。	助成人数			65					人	教育総務課 総合教育センター教育支援課
3-2-13	移動教室費等の無償化	新規		区立中学校に通う中学２年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学５・６年生を対象にした臨海学校・林間学校に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。	事業の趣旨を踏まえた上で、移動教室費等の無償化を実施します。	実施学校数			73					校	学務課 教育指導課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
3-2-14	学校給食費の完全無償化			区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施します。	今後も、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。	実施学校数			73					校	学務課
3-2-15	修学旅行費の無償化	新規		区立中学校に通う中学３年生を対象にした修学旅行に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。	事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費の無償化を実施します。	実施学校数			24					校	学務課
3-2-16	一部副教材費等の無償化	新規		区立小学校又は区立中学校で使用しているドリルやテスト等に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。	事業の趣旨を踏まえた上で、一部副教材費等の無償化を実施します。	実施学校数			73					校	学務課
3-3-1	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【学習環境整備支援費の支給】			【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学１年生から高校３年生が、学習塾への通塾や通信講座の受講を希望する場合、必要な経費を支給します。 また、希望により委託事業者による学習相談・クーポンによる現物給付を受けられます。 （生活保護受給者のみ該当・上限額あり）	引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。	学習塾通塾者数及び通信講座受講者	学力の向上や進学に資するための学習塾・通信教育であり、資格取得や趣味などは対象外		10					人	東生活課 西生活課
3-3-2	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】			【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学１年生から中学３年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり）	引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。	学習・相談ボランティア派遣利用者数			25					人	東生活課 西生活課
3-3-3	葛飾区被保護者自立支援事業（次世代育成支援プログラム）【大学等受験料の支給】			【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり）	引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。	大学等の入学試験受験者数			10					人	東生活課 西生活課
3-3-4	葛飾区被保護者自立支援事業（次世代育成支援プログラム）【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】			【若者社会参加支援】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、ひきこもりなど社会参加意欲に乏しい生活保護受給世帯の若年層の被保護者が、社会参加支援を受けた場合、必要な交通費・登録料・利用料を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり）	引き続き生活保護世帯の若者たちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。	若年者社会参加支援事業参加者数			0					人	東生活課 西生活課
3-3-5	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成		中期	様々な事情により高等学校を卒業していない方に対し、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部等を助成することで、より良い条件での就業につなげられるようにします。	より使いやすい助成制度となるように、状況に応じて支援メニュー等の見直しを図るとともに、対象の区民に情報が届くように周知していきます。	高等学校卒業程度認定試験合格者			0					人	子ども・若者担当課
3-3-6	入院助産			経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。	出産費用にお困りな低所得者の方に対して、安心して出産ができるよう着実に事業を実施し、支援を行います。	助産件数	助産の実施件数		17					件	子育て応援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
3-3-7	葛飾区奨学資金貸付事業			高等学校、高等専門学校等に入学を希望している又は在学する生徒のうち、進学の意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な方のために、学資金の貸付けを行います。	引き続き、本事業の周知を図るとともに、生徒の修学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいきます。	貸付件数（年度当初）			12					件	教育総務課
3-3-8	葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん			私立の高等学校・大学等へ入学する生徒の保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な方に対して、その資金の融資をあっせんします。	引き続き、本事業の周知を図るとともに、区内の金融機関との連携により融資あっせんを円滑に行いながら、生徒の修学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいきます。	信用保証・利子補給件数			279					件	教育総務課
3-3-9	就学援助			学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を図ります。	就学援助認定者数			4,567					人	学務課
3-4-1	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業			ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣し、負担軽減を図ることで、子育て及び自立を支援します。	本事業では、担い手確保に課題があり、ひとり親家庭等の要望に対し、サービスの提供が限定的になっていることから、今後より一層担い手の開拓に注力し、ひとり親家庭等のニーズに応えるサービスを提供します。	派遣時間数			1,181					時間	福祉管理課
3-4-2	私立母子生活支援施設措置			配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活が送れる住まいを提供します。	住まいを必要とする母子世帯に対して、入所相談を実施し、母や子から意見や希望の聞き取りを行います。入所中は、施設職員や関係機関と連携し、各々の課題解決に取り組み、母子世帯の自立に向けた支援を行います。 母子生活支援施設では、時代に即したニーズに対応可能な、施設の多機能化が求められているため、引き続き関係機関との連携の下、潜在的なニーズに加え、新たなニーズの把握と、それらのニーズへの適切な対応のため、施設の人材育成や環境改善への支援等により、継続的な体制整備の強化を図っていきます。	平均利用期間	利用施設（区内・区外）の平均入所期間		18					月	子育て応援課
3-4-3	ひとり親家庭自立支援（給付金）			就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	ひとり親家庭の母又は父の個々の希望や適性に応じた資格取得を支援し、安定した就職と収入増を支援します。	受給者数	給付金の交付人数		32					人	子育て応援課
3-4-4	ひとり親家庭自立支援（就労相談）			就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにします。	ひとり親家庭就労専門相談員が、就職、転職等の個々のニーズに応じた就労相談を行い、ハローワークとも連携しながら、希望する就職、転職等の支援を行います。 就職後もアフターフォローを実施する等、支援を継続します。 また、相談者の希望により、職業訓練や給付金を利用した資格取得につなげ、幅広いニーズに対応します。	支援者実数	就労専門相談員の相談者数		104					人	子育て応援課
3-4-5	ひとり親家庭相談			ひとり親家庭の方が抱える生活・就業・経済に関する悩みや問題について、支援や助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにします。	支援を必要とするひとり親家庭の親又は将来、ひとり親家庭となることが見込まれる方からの様々な相談に応じ、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるように個別のニーズに応じた相談対応を行います。 新たな相談ニーズに応じるために母子・父子自立支援員は各種研修に参加し、相談スキルの向上や制度等の情報収集に努めます。	相談受付件数	ひとり親家庭に関する相談件数		1,284					件	子育て応援課
3-4-6	ひとり親家庭等医療費助成			ひとり親家庭の親等と子が健康保険を利用して病院や薬局等で診療や調剤を受けた際の自己負担分を補助します。なお、所得制限や課税・非課税による助成区分があります。	ひとり親家庭等の医療費に係る経済的負担を軽減するために、制度の周知を行うことで利用の促進を図るとともに、着実に事業を実施します。	ひとり親医療助成件数			49,807					件	子育て応援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
3-4-7	母子及び父子福祉応急小口資金貸付			ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図ります。	応急に必要とする資金に対する支援を行うと同時に、生活困窮を原因とした貸付けを必要としている場合は適切な支援につなげる等、ひとり親家庭の方の生活の安定を図ります。	貸付件数	貸付件数		0					件	子育て応援課
3-4-8	母子及び父子福祉資金貸付			ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行います。	子どもの進学に必要な資金や転宅に係る資金等、必要な資金を貸付け、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援します。 貸付けに当たっては、目的や将来の自立について、丁寧な聞取りと償還を見据えた助言を行い、ひとり親家庭の子及びその保護者が恒常的な自立が実現できるよう支援します。	貸付件数	貸付件数		30					件	子育て応援課
3-4-9	養育費受け取り支援事業			子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることができるように、公正証書の作成に係る費用、養育費立替保証に係る契約に必要となる初回の保証料、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）及び養育費に関する弁護士相談に要した費用の一部を助成します。	養育費を確実に受け取れる手続きや制度について、区民ニーズを把握しながら、助成対象の拡充の検討を実施し、多くの対象者が養育費確保につながるように支援します。	助成件数	公正証書等作成助成件数と弁護士相談費用助成件数		27					件	子育て応援課
							保証契約に係る保証料助成件数		0					件	子育て応援課
							ADRに係る保証料助成件数		1					件	子育て応援課
3-4-10	家賃債務保証料の助成			ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。	ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。	助成件数			4					件	住環境整備課

基本方針４　子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
4-1-1	子どもの権利擁護事業			令和５年10月１日に施行した「葛飾区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利に関する相談や子どもの権利侵害に対応することにより、子どもの権利擁護を図ります。 また、葛飾区子どもの権利条例の周知や子どもの権利に関する普及啓発事業を実施します。	職員や区民への研修を行うほか、普及啓発に取り組んでいきます。 また、子どもの権利委員会を運営し、子どもの権利の保障状況や子どもの権利に関わる施策等について検証していきます。	子どもの権利条例の認知度	「葛飾区子育て・若者に関するアンケート」において、無作為抽出により保護者・若者・子どもへの調査を実施した回答から算出		41					%	子ども・若者担当課
						職員向け研修・区民向け講座の開催回数			3					回	子ども・若者担当課
4-1-2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組			子ども・若者の意見を区の施策に生かしていくため、区全体で、状況に応じた様々な手法を活用して意見聴取を行い、施策への反映の有無について判断するとともに、子ども・若者の意見に対してフィードバックを行います。	子ども・若者の参画の機会の確保や意見聴取の手法などを、庁内で工夫して取り組んでいくことにより、子ども・若者のニーズを的確に捉え、施策をより実効性のあるものにしていきます。	こえポス回答数			65					件	子ども・若者担当課
4-1-3	児童福祉審議会の設置			児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として児童福祉審議会を運営し、児童、妊産婦及び知的障害者、ひとり親家庭の福祉、母子保健に関する事項の調査・審議等を行います。また、区長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申します。	審議会を適宜開催し、諮問への意見具申や調査・審議を進めることにより、子どもの権利擁護を図ります。	児童福祉審議会の開催回数			12					回	子ども・若者担当課
4-1-4	ヤングケアラー等支援事業		中期	関係各課が連携し、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組むとともに、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配付するなど、周知啓発を行います。 また、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行います。	庁内で連携して支援に取り組むとともに、職員や区民、地域活動団体等向けにヤングケアラーの研修会や講演会を開催するほか、子どもに対してもヤングケアラーについて周知啓発を行っていきます。	ピアサポート実施団体			1					団体	子ども・若者担当課 くらしのまるごと相談課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
4-1-5	里親委託等推進事業		中期	社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。	区内各種イベントでの普及啓発活動や里親制度に関する説明会を定期的に実施し、里親制度についての理解を深めていただくための普及啓発及び里親のリクルート活動を行います。 子どもの最善の利益確保のため、里親家庭の状況に応じた適切な支援を実施します。 里親支援センターについては、令和８年度の設置に向けて検討を行います。	新規里親登録数	新たに里親に登録された世帯数		2					世帯	児童相談課
						里親登録数	里親に登録されている世帯数		27					世帯	児童相談課
						里親等委託率	里親・ファミリーホーム委託児童数／（乳児院・児童養護措置児童数＋里親・ファミリーホーム委託児童数）		11.2					%	児童相談課
						里親制度説明会参加人数	里親制度説明会に参加した世帯数		23					世帯	児童相談課
						里親希望相談者延べ人数	里親になることを希望して相談してきた人の延べ人数		35					人	児童相談課
						里親への研修実施回数	里親家庭の質向上を目的とした研修実施回数		30					回	児童相談課
						育児家事支援員派遣事業利用回数	里親等が「育児家事支援員派遣事業」を利用した回数		25					回	児童相談課
						レスパイト・ケア利用回数	里親等がレスパイト・ケアを利用した回数		20					回	児童相談課
						相談対応回数	里親に対する家庭訪問や電話等による相談対応回数		979					回	児童相談課
4-2-1	配偶者暴力防止事業		中期	配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにＤＶ相談を実施します。 また、ＤＶの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。	ＤＶ被害者が早期に相談することで速やかに支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。 また、ＤＶ防止について様々な角度から普及・啓発に取り組みます。	相談件数			430					件	人権推進課
4-2-2	健康総合相談「健康ホットラインかつしか」			健康に関するあらゆる相談を電話で受け付け、医師や看護師、臨床心理士などの専門職が必要な助言を行い、不安や疑問を解消します。 また、相談内容によっては、保健センターに連絡し、連携して対応します。	健康に関する不安や相談に医師や看護師などの専門職が対応します。	相談件数			2,912					件	地域保健課
4-2-3	自殺対策事業			誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、関係機関・関係団体が連携し、「生きることの包括的支援」に取り組みます。 自殺予防について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等による啓発を行います。 また、自殺のリスクのある人に「気付き、受け止め、つなぐ」ことのできる地域の人材を育成するために、ゲートキーパー研修を継続的に実施します。	正しい知識の普及啓発のため、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等を継続して行います。 悩みを抱える人を適切に相談機関等へつなげる地域の人材を育成するため、ゲートキーパー研修を実施します。 医療機関と連携して自殺未遂者への対応を継続実施します。	自殺対策講演会実施回数			2					回	保健予防課 保健センター
						ゲートキーパー研修（講座）実施回数			4					回	保健予防課 保健センター
						医療機関との連携（支援対象者数）			12					人	保健予防課 保健センター

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
4-2-4	精神保健相談			うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を解消するために医師や保健師による相談を行います。	周知方法を工夫し、精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を持つ方に適切な支援を行います。	精神保健相談数	医師による相談数 保健師による相談数（訪問・面接・電話・その他）		10,737					人	保健予防課 保健センター
4-2-5	親子関係形成支援事業	新規		子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	親子関係再構築支援のため、各種支援に担当職員を配置し実施効果の共有等を行うことにより、連続性のある支援を実施します。	講座等参加人数	講座やグループワーク、ロールプレイ等に参加した保護者及び児童の人数		30					人	児童相談課
4-2-6	育児グループの育成・支援			子育てに多様なニーズを抱えている育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。	子育て世代だけの育児グループだけでなく世代間交流や「支えられていた人が支える人になる」支援の循環が生まれるような地域づくりを目指します。	育児グループ支援実施回数	多様なニーズを抱えるグループへの支援実施回数		12					回	保健センター
						多胎児等の育児グループの支援実施回数			4					回	
4-2-7	親と子の心の健康づくり			妊婦及び乳幼児の保護者の育児不安や悩みの軽減を図るため、「親と子のこころの相談室」の面談につなぎます。	事業の周知を進め、相談により妊婦や乳幼児の養育者が子育ての不安や悩みの軽減や解消を図り、乳幼児の育ちを支える環境の向上につなぎます。	親と子のこころの相談室利用者数	利用者数		56					人	保健センター
						１歳６ヶ月心理経過観察(集団）の延べ利用者数			294					人	
4-2-8	子育て世帯訪問支援事業	新規	中期	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅をヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施します。	箇所数			5					箇所	子ども家庭支援課
4-2-9	子育て支援ボランティア派遣事業			未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。	児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。	助成団体数			1					件	子ども家庭支援課
4-2-10	児童相談の充実		中期	複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供します。 また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。	複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させます。 また、新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業の実施について検討するとともに、乳児を対象とした事業も検討し、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。	要保護児童対策地域協議会開催回数(実務者会議)			23					回	子ども家庭支援課 児童相談課
4-2-11	養育支援訪問事業		中期	特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、助産師が家庭を訪問し、育児に関する専門的相談・支援を行います。	支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施します。	箇所数			1					箇所	子ども家庭支援課
						年間延べ訪問回数			53					回	
4-2-12	要支援児童一時預かり事業			保護者による適切な養育が一時的に困難となった児童に対して、区が短期的に養育を行います。	児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。	延べ利用泊数			14					泊	子ども家庭支援課
4-2-13	要保護児童対策地域協議会		中期	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。	児童虐待の予防のため、関係機関と情報共有を図る中で、適切な援助を早期に行います。	要保護児童対策地域協議会開催回数(代表者会)			1					回	子ども家庭支援課
						事例検討会開催回数	実務者会議＋援助調整会議		166					回	

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
4-3-1	子どもの防災意識の向上		中期	公園、広場での地域のイベント行事や保育所、幼稚園、学校へ起震車や水陸両用車などが出向する防災啓発キャラバンを実施し、子どもの防災意識の啓発を行います。	引き続き、事業を実施し、子どもの防災意識を高める取組を実施します。	防災啓発キャラバンの参加人数	年度内において、防災啓発キャラバンに参加した子どもの人数を集計		17,370					人	地域防災担当課
4-3-2	地域安全活動支援事業		中期	犯罪や事故の発生を減らし子ども・若者等の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、子ども・若者等や地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。	地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラの設置への支援や安全・安心情報メールによる犯罪・不審者情報の配信などにより、地域の防犯力向上を図ります。 また、関係機関と連携を図りながら、自転車の盗難防止対策や特殊詐欺被害の防止対策を推進します。	防犯対策をしている区民の割合			54					%	生活安全担当課
4-3-3	妊産婦・乳児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり		中期	妊産婦や乳児の保護者及び乳幼児が、災害時においても安全・安心に避難生活を過ごせるよう、心身や生活の特性を踏まえ、妊産婦や乳児を対象とした避難所の設置や心身のケア、必要な備蓄等、適切な支援が届く仕組みづくりの検討を行っていきます。	妊産婦乳児避難所について、定期的に訓練を実施し、その訓練の振り返りの中で課題を確認し、妊産婦乳児避難所を円滑に運営できるように取組を進めます。 乳幼児向けのミルクやオムツ等必要なものを引き続き備蓄していきます。 妊産婦や乳児に配慮した防災対策を推進していくため、関係機関と協議を行う等、具体的な検討を進めます。	妊産婦・乳児避難所に関する訓練数	訓練の実施回数や参加施設数ではなく、訓練の種類ごとに1回として計上		2					回	子育て政策課 危機管理課 地域保健課 子ども・若者担当課 子育て施設支援課 保育課
4-3-4	交通安全運動の推進			交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用等、自転車の安全利用を図るため、広報かつしか等による周知、交通安全運動、交通安全教室等により、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。なお、令和４年度からは、中学校にのみ実施していた交通安全教室を、幅広い年齢層に拡大しています。	事業概要の内容を踏まえて、引き続き交通安全に対する周知を図るとともに、交通安全教室の拡大を推進します。	広報回数	広報かつしか・かつしかＦＭ放送・スポット放送・HP・掲示板等		568					回	交通政策課 交通安全対策担当課
4-3-5	街路灯整備事業			区民の申し出等により現地調査を行った結果、既存街路灯の間隔が広いなどの理由で照度基準を満たしていない場合、LED照明の街路灯を新設します。	照度不足となっている場所に街路灯の整備を行うことで、交通事故の防止など安全性の確保を図ります。	葛飾区街路灯を新設した基数			5					基	道路補修課
4-3-6	私道防犯灯助成事業			私道上に、新たなLED防犯灯の設置や老朽化した防犯灯のLED化等を行う自治町会に対し、設置等に係る費用の一部を助成します。	自治町会に対して私道防犯灯の整備等に助成を行うことで、私道における犯罪防止や通行の安全性の向上等を図ります。	助成した私道防犯灯の基数			320					基	道路補修課
4-3-7	学校施設の改築		中期	子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築を進めます。	少子化や再開発等による児童・生徒数の増減を踏まえ、通学区域の変更も視野に入れ、学校の適正規模を確保しながら学校改築事業を進めていきます。 学校改築を進めていくに当たっては、これまで実施してきた内容をしっかりと継続、改善するとともに、導入設備等の費用対効果を確認しながら、ＺＥＢＲｅａｄｙを目標とした省エネルギー化、可能な限りの太陽光発電システムを設置します。 また、施設規模のコンパクト化・最適化を図り、新たな機能と改築経費のバランスが取れた整備を進めます。	子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合	学校教育アンケート		66					%	学校施設整備担当課 学校施設課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
4-3-8	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援			子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通した危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。	これまで取り組んだことのある団体の継続性をより図ることや、新規の取組団体を増やしていくため、この活動を学ぶ講座の内容や回数、取組への支援方法について見直して実施します。	延べ実施回数	講座等開催回数		3					回	生涯学習課
						延べ参加者数	講座参加者数		53					人	生涯学習課
						参加取組団体数	青少年育成地区委員会、ＰＴＡ等講座参加団体数（アンケート実施団体数を記載）		4					団体	生涯学習課
4-4-1	薬物乱用防止啓発			イベントや区立小・中学校での薬物乱用防止教室等を通じ、薬物の恐ろしさや危険性などについて、区民への周知活動を行います。	子どもまつり等の各種イベントを通じ、薬物乱用防止啓発活動を行います。	啓発活動実施回数	街頭啓発活動とかつしかFMの放送回数		8					回	地域保健課
						薬物乱用防止ポスター・標語応募数	区内中学校からの応募総数		1,103					件	地域保健課
4-4-2	社会を明るくする運動			「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。 毎年7月の強調月間には、保護司会と共催し、駅頭における広報活動のほか、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施しています。 また、保護司会独自に、子どもたちからの「ハガキによるメッセージ」の募集及びその報告や街頭での補導活動等を実施しています。	非行・犯罪からの更生・社会復帰を支援するため、社会を明るくする運動を通して、非行・犯罪に陥った子ども・若者の立直りを支えるとともに、非行・犯罪のない地域づくりを進めていきます。	社会を明るくする運動活動実績			3,832					人	地域教育課

基本方針５　子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
5-1-1	企業向けセミナー		中期	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。	若年層の定着支援を図るため、企業向けにセミナーを開催します。 ワーク・ライフ・バランスの推進には企業における取組が重要なため、取り組むメリットについて周知し、意識改革に取り組みます。	セミナーの実施回数			2					回	人権推進課 産業経済課
5-1-2	事業所向け啓発情報誌の発行		中期	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。	優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上等、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法等について周知し、啓発・意識改革に取り組みます。	発行部数			3,500					部	人権推進課
5-1-3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	新規	中期	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。	ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。	認定企業数			6					社	人権推進課
5-1-4	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		中期	区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。	より多くの企業にワーク・ワイフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の趣旨について周知を図り、利用を促進します。	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣企業数			10					社	産業経済課
5-1-5	子育て支援ネットワークの構築			地域全体で子育てを支えていくために、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザが中心となり、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と顔の見える関係を築き、相互が連携した子育ての支援や地域づくりの仕組みを作っていきます。	子ども未来プラザガイドラインに基づき、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と、相互が連携した子育ての支援やネットワークの仕組みを構築し、支援を実施します。	関係団体等との意見交換会の実施回数			1					回	子育て政策課
5-1-6	地域の子育てボランティアの活用			地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。	地域の子育て経験者がその経験等を生かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応します。	保育ボランティア延べ活動者数			2,472					人	子育て政策課
5-1-7	葛飾区子ども・若者支援地域協議会			子ども・若者育成支援推進法第19条第１項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行います。	引き続き、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携等を進めます。	開催回数			2					回	子ども・若者担当課
5-1-8	子ども・若者活動団体支援		中期	社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者（おおむね39歳まで）を対象に、子ども食堂や学習支援などの支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を助成することで、活動を支援します。 また、地域活動団体との連携を深めるための連絡会議を開催し、子ども・若者の適切な支援につなげます。	区と地域活動団体が連携を強化し、困難等を有する子ども・若者を適切に支援するため、地域活動団体に対して区や関係機関の事業紹介や研修等を実施していきます。	連絡会参加団体数	助成金交付団体及び子ども・若者支援を行う助成金未申請団体		38					団体	子ども・若者担当課
						助成交付件数			45					件	子ども・若者担当課
5-1-9	婚活イベント実施団体への支援	新規		少子化の要因とされている晩婚化、未婚化に対する取組として、結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場を積極的に創出する婚活イベントの事業を行う団体等に対して、婚活イベントに係る経費を補助するとともに、周知等の支援を行います。	団体に支援を行うことにより、若者のニーズを捉えた多様な趣向のイベントを通し、結婚を希望する若者への支援と少子化対策に寄与することを目指します。	助成交付件数			1					団体	子ども・若者担当課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
5-1-10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。	積極的に事業の周知を行い、事業認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。	会員数（ファミリー会員）			1,658					人	子育て応援課
						会員数（サポート会員）			155					人	子育て応援課
						会員数（両方会員）			7					人	子育て応援課
						実施回数	就学前児童及び就学児童の預かりや送迎利用回数		8,363					回	子育て応援課
5-1-11	食育リーダー研修会			各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育全体計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図ります。	「食育全体計画」を確実に全校で実施します。 また、栄養教諭、栄養士の活用を更に推進します。	実施校数	学校のすべてのクラスにおいて食育に関する指導を行った学校数		73					校	教育指導課
5-1-12	家庭教育関連事業			子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣します。 また、朝食の摂取状況や就寝時刻のチェックを通して子どもの基本的生活習慣の定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」と基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを保護者に伝えるパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ」を作成・配付します。 デジタル社会でのネットリテラシーを身に着け、日頃のメディアとの付き合い方を見つめ直し、成長期の子どもの心と体の発育発達に影響を及ぼす生活リズムの乱れについて学習する「かつしかアウトメディア・チャレンジデー」学習会を開催します。	（１）家庭教育の啓発推進 広報紙や区ホームページ、ＳＮＳを活用し、基本的な生活習慣・マナーを身に付けることや家庭教育の大切さについて効果的な啓発の推進を図ります。 （２）保護者への支援 家庭教育応援制度におけるオンライン開催を支援するなど、家庭教育に関する保護者の学習機会を増やすとともに、保護者同士の交流を深めることで、子育てに悩む保護者を支援します。 （３）自主的な活動への支援 ＰＴＡ活動への支援に加え、子どもの育成に関わる活動を行う団体に対し、自主的に家庭教育を学べる機会の提供や活動を支援する取組を進めます。	講座の延べ実施回数	家庭教育応援制度を利用した学習会の実施回数		38					回	地域教育課
						講座の延べ参加者数	家庭教育応援制度を利用した学習会の参加者数		1,360					人	地域教育課
5-1-13	家庭教育講座			元小学校校長やスクールカウンセラーを講師とした「小学校ってこんなところ教室」を開催することにより、保護者及び就学前の幼児の不安を軽減します。	地域において保護者同士が家庭の教育力の向上を図り、子どもの育成を支援する取組を推進するため、保護者から好評を得ている家庭教育講座は、集合型やオンライン型の講習会実施方法を検討し、参加者数の更なる拡大を図ります。	講座の延べ実施回数	家庭教育講座の実施回数		4					回	地域教育課
						講座の延べ参加者数	家庭教育講座の延べ参加者数		422					人	地域教育課
5-1-14	学校支援ボランティア			中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図ります。	学習活動やクラブ活動・部活動、不登校児童・生徒への対応、介助を要する児童・生徒への対応、環境整備等の小・中学校からの要請に応じて、学生ボランティア・学校支援ボランティアを派遣することで、地域の教育力を生かし、学校教育の充実を図っていきます。	学校支援ボランティア活動者数			26					人	地域教育課
5-1-15	学校地域応援団活動支援事業			これまで学校と地域で築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組みです。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上等、多岐にわたっています。地域や保護者による様々な活動を継承・発展させ、主体的・組織的なものにすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図ります。	（１）学校地域応援団の活動支援 学校地域応援団事業が持続可能なものとなるよう、地域コーディネーターによる学校とボランティア間の調整機能を強化します。 そのために、研修会や情報交換会を実施するなど、３者が学校地域応援団の課題や解決策を共有し、円滑な活動ができるように支援します。 （２）学校支援に参加しやすい環境づくり 学校や地域住民への冊子の配布や広報紙、区ホームページ等を活用し、学校地域応援団事業についての普及啓発を行い、地域住民が気軽に学校支援に参加できる環境づくりを進めます。	学校地域応援団設置校数			72					校	地域教育課
						学校を支援する様々な教育活動への参加者数（延べ人数）	ボランティア活動に参加した延べ人数		27,299					人	地域教育課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
5-1-16	子ども会育成会活動支援			子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」等の開催や子ども会活動に関する相談の受付、情報の提供等により子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。	子ども会育成会連合会との協働でイベントを実施するとともに子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を推進します。	子ども会加入団体数	葛飾区子ども会育成会連合会加入団体数		58					団体	地域教育課
						子ども会員数	葛飾区子ども会育成会連合会加入団体の子ども会員数		2,995					人	
5-1-17	青少年育成地区委員会支援			青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付します。 また、「地区委員研修会」、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。	今後も取組を継続していきます。	委員数			1,569					人	地域教育課
5-1-18	青少年の地域参画の推進			青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進します。	青少年育成地区委員会や青少年委員との協働により、青少年の健全育成を推進します。	青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合	政策・施策マーケティング調査。中期実施計画と合わせる。		22.9					率	地域教育課
5-1-19	地域の子ども会活動の充実			ジュニア・リーダークラブの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組を推進します。	子ども会育成会連合会との共催事業でもあるジュニア・リーダー講習会で、子ども会のリーダーを育成し、子ども会活動の充実を図ります。	ジュニアリーダークラブ員数			50					人	地域教育課
5-1-20	部活動の地域連携・地域展開		中期	学校部活動について、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の機会を確保するため、中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者を配置する地域連携を引き続き実施するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体等への移行を図ります。	地域連携を引き続き実施するとともに、中学校部活動の地域展開に向けた協議会にて検討を進め、本区にふさわしい地域連携・地域展開を推進します。	指導者数			361					人	地域教育課 教育指導課
5-1-21	かつしか区民大学		中期	地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。	「地域の人材育成」は、かつしか区民大学重点方針の１つであり、今後も継続して地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、講座内容や周知方法等を見直し、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。	延べ実施回数	学校図書館ボランティア講座、遊びのパートナー講座 ※他所管主催の関係講座の回数、受講者数は含めない。		6					回	生涯学習課
						延べ受講者数			159					人	生涯学習課
5-1-22	子ども・若者応援ネットワーク連携講座			区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と連携し、学習の機会をつくり、区民へ周知することで不登校・ひきこもりへの関心を広げること、孤立している家庭等への支援の入口をつくることを目的として講座を実施しています。	区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と定例会を継続的に実施し、関係団体同士の関係を深めながら、不登校・ひきこもりに関する講座を時代やニーズに合わせて実施します。	延べ受講者数			90					人	生涯学習課
5-1-23	学校連携事業			子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動等でトップアスリート等を始めとした専門指導員を講師に招き、スポーツ教室を実施します。	引き続き、学校連携事業を進めるとともに、クラブ管外の小・中学校での事業実施も検討を進めます。	参加者数			2,794					人	生涯スポーツ課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
5-1-24	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備			葛飾区とのスポーツ協働事業や学校との連携事業を推進する等、かつしか地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手として重要な役割を果たすよう、更なる育成と活動の充実を図り、地域におけるスポーツ環境を整備します。	引き続き学校連携事業を着実に進めます。 また、親子でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的に、親子を対象としたスポーツプログラムを増やします。	中学生以下の地域スポーツクラブ会員数	年度末の数値		351					人	生涯スポーツ課
						親子対象スポーツ教室等プログラム数	年度末の数値		6					数	生涯スポーツ課
5-2-1	かつしか子ども応援事業			家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。 また、保護者の子育ての悩み・不安に応じる養育支援や、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者への学び直し、就学支援等を行います。	事業の対象者を明確にし、実施場所や実施内容等の見直しを含め、支援が必要な子どもを適切に支援ができるように再構築を行います。	個別の支援 登録者数			8					人	子ども・若者担当課 子育て政策課
						自習等サポート支援延べ利用者数			4,787					人	子ども・若者担当課 子育て政策課
5-2-2	児童育成支援拠点事業	新規		養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。	ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。	児童育成支援拠点事業受入児童数		令和７年度は検討中だったため未実施。令和8年11月より実施予定。	―					人	子ども・若者担当課
5-2-3	地域の身近な公園の整備			児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。	地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等の整備を検討していきます。 また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校などの子どもたちの意見を参考にしていきます。	区民１人当たりの公園面積	区内公園、児童遊園の総面積／区人口		4.31					㎡	公園課
5-2-4	特色のある公園の整備			区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。	特色のある公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。	公園に満足している区民の割合	政策・施策マーケティング調査		68.9					%	公園課
5-2-5	校庭遊び場開放事業			小・中学生を対象として土・日曜日、休日の午後、小学校28校において校庭を遊び場として開放します。開放の際には、ボールやなわとび等の遊具の貸出を行います。	子どもたちが、学校の休みの日に身近な施設で安心して遊びやスポーツができるよう、事業を着実に実施してまいります。	利用人数			14,447					人	教育総務課
5-2-6	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業			学校施設を活用し、学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場といった枠組みにとらわれることなく、放課後等に全ての児童が一緒に過ごすことができる環境を整備します。	学童保育クラブの待機児童が多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した待機児童対象の放課後居場所事業を実施します。 また、今後の放課後子ども支援事業の充実について引き続き検討を行います。	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っているとおもう保護者の割合			77.9					%	放課後支援課

番号	事業名	新規・拡充	中期該当	事業概要	取組の方向性	評価指標	指標説明（参考）	備考	年度ごとの実施状況					単位	所管課
									7	8	9	10	11		
5-2-7	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）			放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）とは、小学校の放課後や三季休業日等の学校休業日に、空き教室や体育館・校庭等を使用し、児童が地域の方々の見守りの中、安全かつ安心して自由に遊び、学ぶことができる場所です。自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動等、内容の充実を図り、子どもたちの自主性、社会性及び創造性を育みます。登録制による自由参加です。	（１）実施日数の拡大 児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次実施日数を拡大します。 （２）対象学年の拡大 児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次対象学年を拡大します。 （３）学習、文化・スポーツプログラムの充実 児童に多様な体験・活動を提供するため、学習、文化・スポーツプログラムの充実を図ります。 （４）児童指導サポーターの活性化 様々な世代の人材を確保し児童指導サポーターの活性化を図るため、地域の方々や小学校ＰＴＡ等に児童指導サポーターの募集を行います。 （５）児童館及び学童保育クラブとの連携 近隣児童館と連携した「出前児童館」や校内学童保育クラブとの共通プログラムの実施の拡大を図ります。	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合	学校教育アンケート 中期実施計画（政策８施策４）において、対象学年や実施日数の拡大、プログラムの充実及び運営基盤の強化により、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせる環境整備について記載している。これらの取組により、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合が指標として適していると考える。		77.9					%	放課後支援課
5-2-8	青少年対象事業			青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。	より多くの子どもに参加してもらえるよう、各世代のニーズを捉えた魅力的な内容を展開するなど講座内容の充実を図ります。	延べ実施回数	HIPHOP教室、ふれあいスポーツジュニア（卓球・バトミントン）、オープンスペース空手、そうさく教室、ＮＰＯとの協働による子ども文化芸術教室、おはなし会、かつしか進路フェア、堀切大凧揚げ大会、凧づくり教室の参加者数		132					回	生涯学習課
						延べ参加者数			5,523					人	生涯学習課
5-2-9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実			中・高校生向けの資料の充実を図りながら、ヤングアダルトコーナーの利用を促進し、イベントの実施により中・高校生の図書館の来館につなげます。 また、グループ学習のできるスペースの提供を行い、中・高校生の利用促進を図ります。	資料の充実に努め、進路、生きるための資料や中・高校生の興味のある資料を揃えます。 また、季節ごとの特集を組み、資料の利用促進を図ります。さらに、スペースの提供により、中・高校生が気軽に図書館を利用できるように努めます。	ヤングアダルトコーナー蔵書数			59,108					冊	中央図書館
						中高生の貸出冊数	１３歳から１８歳までの利用者の年間貸し出し冊数		46,580					冊	中央図書館
						中高生の登録者数	１３歳から１８歳までの図書館利用登録者数		37,192					人	中央図書館